

平成 17 年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人の見直しについて

平成 16 年 12 月 24 日

行政改革推進本部決定

平成 17 年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人のうち、独立行政法人国立公文書館等 32 の独立行政法人については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」(平成 16 年 6 月 4 日閣議決定)を踏まえ、本年中に組織・業務全般の見直しについての結論を得ることとしたところである。

これらの法人について主務大臣から示された別添 1 の見直し案については、政策評価・独立行政法人評価委員会から、当本部の求めに応じ別添 2 の意見が提出されている。

当本部は、主務大臣及び当該独立行政法人が、前記委員会の勧告の方向性及び意見の趣旨に沿って見直しの具体化を進めるとともに、平成 15 年 8 月 1 日の内閣総理大臣の閣議発言及び前記委員会の意見を十分踏まえ、新たな中期目標期間に係る中期目標・中期計画等が厳しくかつ具体的なものとなるよう積極的に取り組むことを条件として、これらの見直し案を了解する。

当本部は、当該法人の見直しの具体化に当たって、前記の趣旨の徹底が図られるよう、主務大臣、当該独立行政法人及び総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から必要に応じ説明を求め、所要の措置を要請することとする。

独立行政法人国立公文書館等 32 の独立行政法人の組織・業務全般
についての主務大臣の見直し案

(目 次)

内閣府

独立行政法人国立公文書館 1

総務省

独立行政法人消防研究所 5

文部科学省

独立行政法人大学入試センター 6
独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、
独立行政法人国立青年の家及び独立行政法人国立少年自然の家 9
独立行政法人国立女性教育会館 13
独立行政法人国立科学博物館 19
独立行政法人物質・材料研究機構 23
独立行政法人防災科学技術研究所 29
独立行政法人放射線医学総合研究所 32

厚生労働省

独立行政法人産業安全研究所及び独立行政法人産業医学総合研究所 35

農林水産省

独立行政法人農業者大学校 37
独立行政法人さけ・ます資源管理センター 39
独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、
独立行政法人農業工学研究所及び独立行政法人食品総合研究所 41
独立行政法人農業生物資源研究所 46
独立行政法人農業環境技術研究所 48
独立行政法人国際農林水産業研究センター 50
独立行政法人森林総合研究所 52
独立行政法人水産総合研究センター 54

経済産業省

独立行政法人日本貿易保険 57
独立行政法人産業技術総合研究所 65
独立行政法人製品評価技術基盤機構 75

国土交通省

独立行政法人土木研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所及び
独立行政法人北海道開発土木研究所 82
独立行政法人海技大学校、独立行政法人航海訓練所及び
独立行政法人海員学校 84

平成16年12月20日
内閣府

独立行政法人国立公文書館の組織・業務に係る見直し案

独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）は、国の機関から移管を受けた歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用を図ることを目的としており、新たな中期目標等の策定等に当たっては、当該目的を十全に果たし、業務の一層効果的・効率的な推進を図る観点から、以下の方向で見直しを行うこととしたい。

1 公文書等の管理・保存・利用関係業務の改善

(1) 業務の質の向上に向けての措置

国立公文書館は、後世に残すべき価値のある文書を確実に評価・選別し、管理・保存・利用を行うため、その機能を十分発揮して取り組むことが必要であり、具体的には、次のような措置を採るものとする。

政府の移管基準の実効性の確保に資するべく、公文書等の移管について内閣総理大臣に対して述べる意見の充実を図るため、予め各府省庁が保有する公文書等を把握し、専門的知見を活かして精査を行うなど、その具体的な運用、手続に関する改善方策の検討を平成17年度より行い、その結果を同年度の移管から順次業務に反映させ、積極的に公文書等の把握・精査を行っていくこと。また、その結果を踏まえ、移管基準（手続を含む。）の改善に資する調査研究を行って、その結果を内閣総理大臣に報告することにより、順次政府の移管基準の改善に反映させていくこと。

移管後の情報の公開を広く信頼が得られる形で行うため、移管された公文書等の公開に関し、個人情報保護や移管元の各府省庁の意見の勘案等の観点を踏まえ、合理的な手続及び公開基準のあり方についての検討を平成17年度より行い、平成18年度を目途に結論を得ること。電子媒体の公文書等の効率的な管理・保存に向け、最適な保存媒体と管理方策等についての検討を平成17年度より行い、平成18年度を目途に結論を得ること。

インターネット等を通じて広く公文書等の利用提供を可能とするため、平成17年度よりデジタルアーカイブシステムの運用を開始するとともに、計画的に所蔵資料のデジタル化を推進すること。

公文書館制度の趣旨の徹底、歴史公文書等の評価・選別等を行う知識

の普及を図るため、国の文書管理担当者等を対象とする研修の充実方策、国及び地方公共団体等の保存利用機関の職員に対する研修の充実など専門職員（アーキビスト）養成の強化方策を検討し、その結果を平成18年度より業務に反映させること。

（2）業務の効率化に向けての措置

中期目標等において、一般管理費及び事業費を通じた経費について、前回中期目標期間を上回る削減目標を設定し、業務全般の効率化を進めるとともに、目録のデータ入力業務、システムの保守、設備の維持管理などの外部委託、賃貸、保守・修繕に係る経費については、平成17年度より、業務の電子化の推進、一般競争入札の拡大などにより、一層の効率化を図るものとする。

また、中期目標等において、国の職員等に対する研修実施業務、貸出し文書の審査期限などについて、新たに定量的、具体的目標の設定を行い、業務の達成度合いを年度毎に客観的かつ適切に評価し、その結果を業務等への的確に反映させるものとする（別紙参照）。

2 アジア歴史資料センター関係業務の改善

アジア歴史資料センターの業務については、我が国とアジア近隣諸国等との間の歴史に関し、国が保管する資料について国民一般及び関係諸国民の利用を容易にし、併せて、これら諸国との相互理解の促進に資することを目的とするものであり、引き続き業務の効率化に努めつつ、利用者の声やニーズをよりよく反映したデータベースの構築及び情報の提供を進めていくものとする。

3 機能の充実強化

公文書等の適切な管理、保存及び利用を行うため、内閣官房長官に提出された「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」報告書（平成16年6月28日）等を踏まえ、国立公文書館の機能の充実強化に向けた取組を進める中で、業務の一層の効率化を図りつつ、必要な体制整備を図ることについても検討するものとする。

(別紙)

次期中期目標等における定量的目標の設定について(素案)

- 1 劣化が進行している歴史公文書等のうち、歴史資料としての重要度又は利用頻度の高いものから、保存のための適切な措置を計画的に行う。
 -)劣化が進行している歴史公文書等のうち、閲覧に供し得ない等緊急性のあるものについて、歴史資料としての重要度等を考慮して修復計画を立て、計画的に修復を実施する。
 - 具体的目標は、年度計画に盛り込み計画的に行う。
 -)劣化が進行している歴史公文書等について、その劣化要因に応じて、伝統的な技術に加え、科学的な保存技術等も取り入れて修復を実施する。

- 2 館及び国、地方公共団体の職員を対象として、歴史公文書等保存及び利用に関し、体系的な研修を実施する。
 - 研修は、館及び国、地方公共団体の公文書等に勤務する職員を対象とした初任者研修、専門職員養成研修、特定のテーマを研究する研修及び国の文書主管課等に勤務する職員を対象とした研修等について、対象、目的別にコースを設定し、年間の延べ研修日数は30日程度(約1ヶ月間)、延べ受講者は、100名程度とする。

- 3 貸出し文書の審査期限の目標設定
 - 館は、所蔵する歴史公文書等について、広く国民の理解を深める一環として、他の機関からの学術研究、社会教育等の公共的目的を持つ行事等に出展するための貸出し申込みに対し条件を付しての、貸出しを行っている。
 - 貸し出しに当たっては、重要文化財に指定されている歴史公文書等については、原則複製物によるなど歴史資料として重要な公文書等を取り扱う重要性・希少性を考慮する必要があるが、事前の審査等に要する時間については、貸出し案件及び貸出しの時期等により区々であるが、貸出し機関からの申請書類整備後から貸出しまでの審査期間を30日以内とする。

- 4 要審査文書(公開されている歴史公文書等のうち、一部に非公開情報が含まれている簿冊)の閲覧請求があった場合は、審査(非公開情報が存在する部分を特定)した上で、その部分に袋がけ、墨けしの措置を講ずるなどして、閲覧に供する。
 - 要審査文書の閲覧請求があった場合の審査期限の目標の設定については、

閲覧請求のあった日から 30 日以内に審査し、閲覧に供する
前項にかかわらず、事務処理上の困難その他正当な理由により審査
することができないときは、30 日を限度として延長し、審査できない理
由及び期間を閲覧申込者に連絡する
閲覧請求の公文書等が著しく大量である場合は 60 日以内に審査する
著しく大量であるため、60 日以内にそのすべてを審査することにより
事務の遂行に著しい支障が生じる場合には、相当に期間内に審査し、
この場合も審査できない理由及び期間を閲覧者に連絡する

- 5 その他の事項についても、次期中期目標策定までの間に、定量的目標の設
定について引き続き検討する。

平成16年12月20日
総務省

独立行政法人消防研究所の組織・業務運営全般に係る
見直し（案）について

独立行政法人消防研究所の事務及び事業については、危機管理機能の強化及び行政の効率的実施の観点から消防庁に統合・吸収する。

その際、緊急事態対応等公務員が担うことが真に必要な業務について厳しく精査の上、その業務を担う要員に限ることとし、移行する要員数については5割を目途に削減を行う。これに伴い、同研究所の事務及び事業については廃止するものとする。

「独立行政法人大学入試センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成16年12月20日
文 部 科 学 省

「勧告の方向性」を踏まえ、次期中期目標においては、以下の事項を掲げることにより、事務及び事業の見直しを図る。なお、この見直しの考え方により、平成18年3月までの間に、大学入試センター試験の実施を基幹事業とする独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・重点化するとの考え方に立って、具体的な検討を行い、次期中期目標・中期計画を策定する段階で具体的なものにすることとする。

第1 大学入試センター試験事業の効率化

大学入試センター試験は、高等学校教育における基礎・基本を問う良問を提供するとともに、各大学の個別試験と適切に組み合わせることにより、大学入学志願者の能力・適性等を多面的に判定するために、各大学が共同して実施する試験であり、我が国の大学入試の改善を図る上で必要不可欠なものである。また、利用大学数が年々増加するなど、各大学のニーズは高く国公立大学の入学者選抜の一部として定着している。

そのような観点から、各大学のニーズや大学入学志望者及び高等学校の意向を踏まえて、以下の改善・効率化を図りつつ、安全・確実に実施する。

1 試験の実施方法等の効率化

試験問題の作成について、作成作業に当たる外部委員の業務量を削減しつつ、効果的・効率的に質の高い良問を作成するため、過去の問題や教科書の記述内容等のデータベース化を進める。

試験の安全で円滑な実施を確保するとともに、大学入学志願者へのサービスの低下を招かないよう配慮した上で、業務を一層効率的に実施するため、試験会場の集約や試験問題等の印刷経費の削減に取り組む。また、秘密保持に配慮しつつ可能なものから、業務の外部委託を一層促進する。

全国レベルの大規模な試験を安定かつ継続的に実施している大学入試センターのノウハウ等を有効活用し、公益性のある試験業務の円滑な実施に貢献するとともに、受託料収入の確保を図る観点から、本来業務に支障のない範囲で国等が実施する様々な公的試験に関する業務を積極的に受託する。

18歳人口の減による大学入試センター試験受験者数の減少に伴い、検定料収入の減少が見込まれることも考慮し、受験者数を確保するため、積極的な広報活動等を行い、新規の利用大学の増加を図る。

2 試験の質的保証及びサービスの向上

毎年の試験問題について、大学入試センター試験の目的に照らして適切なものとなるよう、問題作成時における点検を厳格に行う。また、試験終了後において、高等学校関係者を含めた外部の専門家による分析・評価を行い、その結果を問題作成の改善に的確に反映させる。

高等学校の教育内容の実態、大学からのニーズ及び入試改善に向けての国の審議会等の提言等に対応し、大学入試センター試験の内容・方法等の改善に取り組む。

大学入試センター試験について、業務運営の透明性を向上し、国民の信頼を確保するため、試験に関する各種情報の公開を一層進める。

第2 調査研究事業

大学入試センター試験の実施等を通じて、我が国の大学入学者選抜の改善を推進するための中核的機関たる大学入試センターの事業にふさわしいものとする観点から、調査研究内容の重点化や調査研究活動の活性化・効率化を図る。

1 法科大学院適性試験の試験的実施の終了

調査研究の一環として行ってきた法科大学院適性試験の試験的実施は終了し、今後は、これまでに蓄積した試験問題の作成や試験の実施方法等に関する成果を基に、適性試験の有効性をより高めていくために必要な調査研究を実施するとともに、受託業務において大学入試センターのこれまでの経験や専門的ノウハウを活かして適性試験の円滑な実施に貢献することを通じて、その成果を広く一般に発信・普及する。

2 大学入試に関するその他の調査研究の特化

調査研究のテーマについて、各大学で実施することが適当なものとの重複を排し、大学入試センターにおいて実施するにふさわしい以下のテーマに集中・特化する。

）大学入試センター試験に関する調査研究

例えば、大学入試センター試験の試験問題の作成支援のための調査研究や成績の分析など、当該試験の円滑な実施及び改善に資するための調査研究

）国が示した新たな教育制度に対応した入学者選抜の実施及び改善に向けての調査研究

例えば、大学の入学者選抜の改善に関し、国の審議会等において提言された事項の実現を図る上で必要な調査研究やその提言に沿った各大学における入学者選抜の改善を先導するような調査研究など

このような観点から精選・見直しを行った研究テーマについては、理事長のリーダーシップの下、重要課題について一定の時限を付して重点的に行うプロジェクト型の調査研究を重視する。

研究成果について、大学入試センター試験をはじめとする我が国の大学入学者選抜の改善に各大学との研究協議等を通じて反映する。また、どのような効果を及ぼしているかという観点を重視して、外部評価を含めた厳格な評価を実施する。成果が十分でない研究テーマについては、理事長の判断により機動的に見直しを行う。

大学が有する種々のデータや研究ポテンシャルを活用することが効果的なテーマ等については、大学の研究者とのネットワークの構築、共同研究の積極的な推進を図り、研究活動の活性化を図る。

第3 進学情報の提供事業

近年における情報化の進展を踏まえ、各大学や民間が発信する進学情報との関係を整理し、進学情報の提供事業は、進路指導や入学者選抜の改善のために必要な以下のものに厳選する。

1 ハートシステムによる進学情報の提供事業の在り方の見直し

提供すべき進学情報の範囲は、大学入学志望者や高等学校の進路指導担当者からのニーズを踏まえ、各大学や民間においては十分、網羅的に提供されていない、全国の大学に係る情報を横断的に検索することのニーズが高い、大学の共同利用機関的機能を発揮することにより各大学から正確に入手することができる情報に厳選するとの観点から、必要最小限のものに限定するとともに、大学入学志望者等の視点に立って、利活用しやすいものに内容を工夫する。

2 進路指導関係セミナーの縮小

「ガイダンスセミナー」については、大学と高等学校における連携協力の自主的な取組が行われている地区があることを踏まえ、より効果的かつ効率的に実施するため、開催地区を半数程度に縮小する。

「ゆめ講座」については、民間等や各大学でのオープンキャンパスや公開講座等においても同様の趣旨の取組が実施されるようになってきていることや、大学入学志望者が進路選択に必要な情報を大学関係者から聴くという点では、「ガイダンスセミナー」の場を有効活用することも可能であることなどから廃止し、必要に応じ、「ガイダンスセミナー」のプログラム内容を見直して高校生も参加できるようにする。

第4 非公務員による事務及び事業の実施

平成16年度から非公務員型の法人となった国立大学等との人事交流などの連携促進を図るとともに、大学入試センターの高度かつ専門的な業務を効果的・効率的に実施する上で、弾力的で制約の少ない人事・雇用制度を採用し、より一層の成果を上げる観点から、職員の身分を非公務員とする。

「独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立少年自然の家の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成16年12月20日
文 部 科 学 省

「勧告の方向性」を踏まえ、次期中期目標においては、以下の事項を掲げることにより、事務及び事業の見直しを図る。なお、この見直しの考え方に従い、平成18年3月までの間に、独立行政法人として実施するにふさわしい事務及び事業に再構築するとの考え方に立って、具体的な検討を行い、次期中期目標・中期計画を策定する段階で具体的なものにするにすることとする。

第1 青少年教育3法人の事務及び事業の一体化

国立オリンピック記念青少年総合センター、国立青年の家及び国立少年自然の家の青少年教育3法人は、相互に連携協力しつつ、青少年教育の振興を行ってきたところである。しかしながら、近年、都市化、情報化、少子化の進行の中で、自然体験・社会体験など青少年が体験的に学習する機会や他者と直接的にコミュニケーションを図る機会が不足しており、このような状況から、青少年を巡る諸課題が生じている。

このため、「青少年育成施策大綱」(平成15年12月決定)等を踏まえ、これらの喫緊の課題に総合的に対応し、より一層、その施策を効果的かつ効率的に推進するために、青少年教育3法人の発展的統合を行い、青少年教育に係る総合的・実践的な施策の推進や、青少年の体験学習の推進等を図る新法人を創設するものとする。

第2 新たな青少年教育関係事業の構築

統合後の新法人が実施する事務及び事業は、青少年の各年齢期の課題や特定の状況にある青少年の問題への対応を総合的に図ることに重点を置いたものとし、公立施設等での普及状況を踏まえ、以下の視点に立って、国の施策や喫緊の青少年教育の課題に対応した先導的・モデル的な事業など、独立行政法人として実施するにふさわしいものに再構築するものとする。

1 事務及び事業と政策との関連性の明確化

統合後の新法人が実施する事務及び事業は、「青少年育成施策大綱」(平成15年12月決定)において示された青少年の各年齢期の課題や特定の状況にある青少年の問題に対応した事務及び事業を行う。

2 主催事業等の重点化・戦略化等

自ら企画立案し、主体的に実施する主催事業等については、公立施設等では実施困難な全国規模又は都道府県域を越えた広範な規模で事業展開することを前提にしたものや、国の政策課題や喫緊の青少年教育の課題に対応した先導的・モデル的な事業、国際交流事業など、青少年教育のナショナルセンターとしてふさわしい事業に重点化・戦略化し積極的に推進する。

これに伴い、現行の公立施設等での普及状況を踏まえ、独立行政法人が実施する必要のない事務及び事業は廃止する。

また、主催事業等を行うに当たっては、青少年の各年齢期を通じて、各々の青少年に応じた多様な体験学習の機会を提供するという視点に立ちつつ、その事業効果を効率的・効果的に普及・還元する観点から、対象者や実施地域等を厳選する。

《広範な規模で事業展開する事業の具体例》

青少年教育に関する課題について他省庁の関係機関も含めた全国的な研究協議
国公立青少年教育施設指導者の養成・資質向上のための研修事業

《先導的・モデル的事業の具体例》

不登校・引きこもり等困難を抱える青少年への支援に対応した事業
主体性・社会性等を育むための長期の自然体験活動事業
地球環境を保全するための行動を起こす青少年を育む自然体験型環境学習事業

《国際交流事業の具体例》

海外の青少年や青少年教育関係者による研究協議・研修事業
海外の関係機関や団体との情報交換・交流等の連携促進事業

《公立施設等における普及状況を踏まえ廃止する事業の例（平成17年度をもって廃止）》

- ・「少年を対象とした短期の自然体験活動等事業」
- ・「親子を対象とした短期の自然体験活動事業」
- ・「地域のスポーツ団体等の支援を目的とした事業」
- ・「施設開放事業」
- ・「学校週5日制対応事業」

3 3法人の有する資源の有機的結合

現国立オリンピック記念青少年総合センターが有する国内外の青少年教育に関する知見と現国立青年の家及び現国立少年自然の家が有する青少年への指導の成果など、現行の3法人が有している人的・物的・知的資源を効果的・効率的に活用することにより、青年・少年の各年齢期を通じた事業展開と、より実践的かつ効果的な体験学習プログラムの開発を推進していく。開発したプログラムは、受入事業や研修事業において広く実践し、更にその成果や助成事業の取組事例などの情報収集・調査分析を行うことにより、更に実践的かつ効果的なプログラムの開発を行うなど、各事業の相乗効果を図り、全体的・有機的に連携させ、より効果的な事業展開を図っていくものとする。

4 各施設の役割・機能分担及び企画立案機能の強化

各施設の役割・機能を本部機能と地方施設機能に区分し、国の政策課題などへの機動的かつ迅速な対応、各年齢期を通じた実践的かつ効果的な体験学習プログラムの開発促進、主催事業等の積極的実施を推進していくため、地域のニーズや課題などを踏まえた各地方施設における企画立案機能の必要性も考慮しつつ、本部において企画立案業務を集中的・統一的に行い、本部の企画立案能力の充実強化を図る。

5 受益者負担導入についての検討

受入事業については、法人の更なる自己収入の確保の観点から、学校教育における青少年の体験活動等の重要性をも考慮しつつ、利用者、利用の目的及び形態等を踏まえた受益者負担の考え方を導入する方向で検討する。

6 受入事業における指導の強化・利用の促進等

受入事業については、利用者のニーズや施設の立地条件等を活かした体験学習プログラムのメニューを質・量ともに向上させるとともに、ホームページ等によるこれらの情報提供を強化することにより利用の促進を図る。

なお、本来事業に支障がない範囲で、女性団体、社会福祉団体等の受入れにも配慮する。

7 助成事業の効果的な実施

助成事業については、今後より一層事業の公正性を高めるとともに、効果的な助成を実施する観点から、外部有識者等の意見を取り入れつつ、助成した活動の成果や効果を的確に把握するとともに、全国規模による法人のメリットを活かして、民間企業等からの出せん金獲得のための活動を積極的に行う。

8 関係機関等との連携協力体制の構築

青少年の各年齢期の課題等に対応した事業を円滑かつ効果的に実施するとともに、特定の状況にある青少年の問題への対応等を事業として実際に展開していくため、これまでの現国立オリンピック記念青少年総合センターの国外や各省庁、青少年教育関係機関、青少年団体、NPO等とのネットワークや、現国立青年の家や現国立少年自然の家が築いてきた各地域でのネットワークに、特定の状況にある青少年に関係する新たな機関等を加えた緊密な連携協力体制の構築を図る。

第3 運営

1 施設設備の維持管理業務等の民間委託の推進

青少年教育3法人においては、事務及び事業の一層の効率化を図る観点から、従来から民間委託を推進してきた施設の警備・清掃等の業務に加え、その他の定型的な管理・運営業務についても、原則、全面民間委託の方針の下、個々の施設設備の有用性を検証した上で、民間委託を推進する。また、業務毎に分割委託しているものについては、包括委託を検討するなど業務の一層の効率化に努める。

2 一般管理業務の効率化・合理化

一般管理業務については、その効率化・合理化を図るため、業務の情報化の推進や業務実施体制の見直しによる本部への一元・集約化を図るものとし、要員面・財務面における合理化を図るものとする。

3 地方施設の整理合理化の推進

青少年を巡る諸課題が生じている中、青少年に社会の構成員としての規範意識や、他人を思いやる心など豊かな人間性を育てていくためには、社会奉仕体験活動、自然体験活動など様々な体験活動を積み重ね、社会のルールや自ら考え行動する力を身に付け自

立や自我の確立に向けて成長していくことができる環境を整備することが求められており、各地方施設が各々の立地条件や特色を活かした機能などを十分発揮することが重要である。

地方施設については、このような青少年の健全育成推進に関わる喫緊の課題に新法人が総合的に対応していくという基本的視点に立ちつつ、限られた財源を有効かつ効率的に活用する観点から、次期中期目標期間における新たな青少年教育関係事業の実施状況等を基に、

- ）公立施設と同程度の機能しか有していないのではないか、
- ）費用に見合った効果を上げていないなど運営が非効率なものとなっていないか、
- ）主催事業等の活動が低調で積極的に役割・機能を果たしていないのではないか

等との視点に立って、有用性・有効性等を検証し、その結果を踏まえ、次期中期目標期間終了時における事務及び事業の見直しに併せて、その在り方を見直し、必要な整理合理化を行う。

第4 非公務員による事務及び事業の実施

青少年教育関係団体等との人事交流の促進等を図り、より一層の成果を上げる観点から職員の身分を非公務員とする。

「独立行政法人国立女性教育会館の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成16年12月20日
文 部 科 学 省

「勧告の方向性」を踏まえ、次期中期目標においては、以下の事項を掲げることにより、事務及び事業の改善を図る。なお、この見直しの考え方に従い、平成18年3月までの間に、男女共同参画社会の形成の促進に資する業務の更なる効果的・効率的な実施を図るため、国や地方の関係機関等との役割分担を踏まえ、基幹的女性教育指導者の育成、男女共同参画社会実現のための喫緊の課題への対応、女性アーカイブなど女性情報センター機能の充実、アジア太平洋地域・開発途上国など国際的な女性のエンパワーメント支援など、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして真に担うべき事務及び事業に特化・重点化を図り、他の事業については廃止・統合等を行い効率化を図るとの考え方に立って、具体的な検討を行い、次期中期目標・中期計画を策定する段階で具体的なものにするものとする。

第1 研修事業の重点化

研修事業の範囲を次の3つに大別し、独立行政法人として真に実施すべき重要性の高い研修に重点化し、研修対象や課題等を厳選するとともに、地方公共団体や民間に定着した事業は廃止する。また、研修成果の還元・波及効果等について毎年フォローアップ調査を行い、厳正な評価を行うとともに、適宜、内容等の見直しを図る。

女性教育指導者層の資質・能力の向上を図るための研修

女性教育に関する喫緊の課題に関する研修

アジア太平洋地域・開発途上国等との国際協力・連携に資する研修

1 女性教育指導者層の資質・能力の向上を図るための研修

対象者を男女共同参画を推進する上で地方公共団体等における拠点である女性関連施設の管理職及び全国又は地方において中核となる女性団体の基幹となる指導者に対象を厳選する。なお、研修成果を地方に普及させる観点から、研修受講者には、各県毎に研修会等を実施することを義務付ける。

実際の業務や活動の中で活かすことができるよう、参加型研修（演習・実習、討議等）を中心とした研修方法とする。

受講者に対し、研修成果の還元方策について地域での「還元方策計画書」の作成を義務付ける。

【内容を見直した上で実施する研修】

- ・「女性関連施設管理職研修」

【新たに実施を検討する研修候補例】

- ・「女性団体の基幹的指導者研修」

【第1期中期目標期間をもって廃止】

- ・「女性のエンパワーメント支援セミナー」

2 女性教育に関する喫緊の課題に関する研修

男女共同参画社会実現のための喫緊の課題（女性の社会参画への支援（チャレンジ支援）、DV（配偶者に対する暴力）、家庭教育支援、男性の意識啓発など）に特化し、地方公共団体や民間が必要な研修等を独自に行い得ることとするための企画・実施能力等の向上を目的とした先駆的・モデル的研修とするとともに、研修対象者を課題解決に直接的に取り組む指導者に厳選する。

実際の業務や活動の中で活かすことができるよう、参加型研修（演習・実習、討議等）を中心とした研修方法とする。

研修課題は期限を設定し、一定期間実施の後、地方等へのプログラムの波及及び定着状況等を踏まえて見直しを行う。

【内容を見直した上で実施する研修】

- ・「キャリア形成支援推進研修」
- ・「女性関連施設相談担当者研修」
- ・「次世代育成支援指導者研修」

【新たに実施を検討する研修候補例】

- ・「男女共同参画のための男性指導者研修」

【第1期中期目標期間をもって廃止】

- ・「子育てネットワーク研究交流協議会」
- ・「女性関連施設等情報ネットワーク研究協議会」

3 国際協力・連携に資する研修

アジア太平洋地域・開発途上国等の女性のエンパワーメント支援に重点化するとともに、対象者を国連アジア太平洋経済社会委員会（E S C A P）加盟国や開発途上国の女性教育行政担当者及びN G O等関係団体の指導者に厳選し、課題については女性のエンパワーメント支援に係る喫緊の課題（開発途上国の女性の資質向上など）に厳選する。

研修受講後にそれぞれの業務や活動の中で活かすことができるよう、討議、演習、実習等の参加型研修を中心とした内容に見直す。

【内容を見直した上で実施する研修】

- ・「女性教育行政官研修」

【新たに実施を検討する研修候補例】

- ・「国際女性指導者研修」

【第1期中期目標期間をもって廃止】

- ・「国際女性情報処理研修」

4 地域セミナー等

国と地方、民間との役割分担を踏まえ、国立女性教育会館の研修事業として実施してきたもののうち、地方の女性関連施設や民間において実施されている同種・類似の事業については廃止する。

【第1期中期目標期間をもって廃止】

- ・「公開講演会」
- ・「国立女性教育会館地域セミナー」

第2 調査研究事業の重点化

調査研究事業を以下の2つに大別し、その成果が国立女性教育会館の他の機能(研修、情報、交流、受入)と連携が図られ、かつ広く国民に利活用される調査研究に重点化を図り、すべての調査研究テーマに時限を設ける。

女性教育の振興に関する基礎的な調査研究
学習プログラムの改善に資する調査研究

1 女性教育の振興に関する基礎的調査研究

女性教育を振興する上で基礎となる様々なデータの収集・分析を行い、その成果が研修、交流、情報及び受入など国立女性教育会館の他の機能を通じて広く利活用される内容に重点化する。

【見直し後に実施予定の調査研究例】

「女性と男性に関する統計」

男女共同参画社会の形成に向けて課題を明らかにするとともに、その解決策を検討していく上で不可欠である女性と男性に関する統計データ(ジェンダー統計)の充実を図るとともに、利用者のニーズに応じた使い易いデータの提供方法について調査研究を実施。

「アジア太平洋地域等の女性教育に関する国際比較」

アジア太平洋地域・開発途上国等と日本との女性教育の現状に関する国際比較調査を実施。

2 学習プログラムの改善に資する調査研究

調査研究テーマを男女共同参画社会実現のための喫緊の課題(少子社会の家庭教育、女子差別撤廃委員会の勧告への対応、女性に対する暴力等) に重点化する。

【見直し後に実施予定の調査研究例】

「少子社会の家庭教育に関する学習プログラム」

急増する児童虐待や少年非行に対応し、孤立しがちな親等を対象とする家庭教育支援のための学習プログラムについて調査研究を実施。

「女性指導者育成のための教育訓練プログラム」

様々な年代の女性指導者の育成を図るための教育訓練プログラムについて国際比較調査を実施。

「人身取引問題に関する調査研究」

売買春防止に関する教育の充実を図るため、需要国と供給国の女性行政担当者等への研修プログラムや教材について調査研究を実施。

3 成果の普及等

調査研究の成果は、研修プログラムに反映するとともに、インターネットによる情報提供、普及資料を作成し、関係機関・団体等へ普及を図る。

調査研究の内容、成果と他の事業における活用等について厳正な評価を実施する。

【第1期中期目標期間をもって廃止】

- ・「公開シンポジウム」

第3 情報事業の重点化

情報事業の範囲を次の2つに大別し、女性教育に関する情報のうち、地域レベルでは困難な広域的・専門的な女性に関する資料等の収集・提供やデータベースの構築等に重点化を図るとともに、情報提供に当たっては、多くの利用者にとって利用し易いものとなるようにし、利用促進を図る。

なお、既存のデータベースは地方公共団体、女性団体、子育てサークル等と連携し、共同構築方式とすることにより、経費の節減及び情報の即時性を確保する。

国内外の女性教育に関する各種資料等の情報
女性史料等に関する情報

1 国内外の女性教育に関する各種資料等の情報

女性教育に関する各種資料等の充実を図る。

調査研究成果は、データベース化するなどインターネットにより速やかに情報提供・普及を図る。

2 女性史料等に関する情報

全国各地の女性史料の収集・整理・保存及びデータベース化を推進し、国内外の関係機関と連携し、女性アーカイブ等の女性情報センターの機能の充実を図る。

第4 交流事業の重点化

交流事業の範囲を次の2つに大別し、効率的かつ効果的なネットワークの形成を図るため、対象者を男女共同参画に関する大学等の研究者や女性関連施設等の行政関係者、女性団体等指導者に厳選する。また、交流テーマは国内の交流では女性のチャレンジ支援など、国際的な交流では開発と女性などに厳選する。

国内の課題解決を図るための研究者と実践者の交流
国際的な課題解決を図るための研究者と実践者の交流

【対象者、内容を見直し統合】

- ・「女性学・ジェンダー研究フォーラム」と「ヌエック全国交流フェスティバル」を統合

【内容を見直した上で実施】

- ・「女性国際フォーラム」

第5 受入事業での利用促進

国立女性教育会館職員の専門性を活かしたきめ細かな事前指導を充実し、利用者のニーズに応じた研修プログラム作成を支援するとともに、国立女性教育会館の持つ先駆的・モデル的プログラムについて情報提供を行い、より広範な地域からのより多くの団体等による利用促進を図る。

宿泊利用率の向上について目標値を定め（平成22年度までに50%以上）、利用促進の拡大方策について外部の専門家を含めた検討を行い、早期に結論を得ることとする。

〔研修利用〕

- ・大学生等の若年者層や企業関係者等研修利用者の拡大
- ・男女共同参画に関する管理職研修
- ・女性団体の全国大会や国際会議
- ・女性教育関係学会等の学会活動 等

〔一般利用〕

- ・旅行会社やカルチャーセンター等との連携
- ・スポーツ・文化施設の資源の活用
- ・青少年関係団体等一般利用者の拡大
- ・企業や大学等の職員研修 等

受入団体に対するフォローアップ調査を実施し、研修の成果とその活用状況及び課題や改善点等を明確にし、利用団体に対する研修支援体制の改善を図る。

第6 運営

1 施設設備の維持管理等

国立女性教育会館の施設設備の維持管理等の定型的業務については、平成18年度中に民間委託の範囲を維持管理業務全般に拡大し包括的に委託するための措置を講ずることとし、一層の効率化を図る。

個々の施設については、設置目的、利用状況や将来の活用計画等の観点からその有用性について検証を行い、施設の有効活用について地方公共団体等における活用も含め具体的措置を検討する。

2 自己収入の増加

関係機関や民間施設を参考に施設利用料金（研修施設・宿泊施設）の見直しを行うとともに、受入事業において、女性教育や男女共同参画に関する研修を行う利用者とその他の利用者との利用料金に差を設けるなど料金体系の見直しを行う。料金体系の見直しは、平成17年度中に具体的検討を行い、平成18年度より実施する。

3 外部資金の確保

科学研究費補助金等の競争的資金や国、地方、民間等からの受託事業の積極的な受入れなど、外部資金の確保を図る。

4 予約システムの改善

利用者に対するサービス向上を図るため、施設利用の申込期間の見直しやインターネットによる利用申込の導入など利用申込システムの改善を平成18年度中に行う。

第7 非公務員による事務及び事業の実施

地方や民間の女性関連施設、大学等との円滑な人事交流を進め、より柔軟な組織体制の運営が可能となるよう公務員型（特定独立行政法人）から非公務員型（特定独立行政法人以外の独立行政法人）へ移行する。

「独立行政法人国立科学博物館の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成16年12月20日
文 部 科 学 省

「勧告の方向性」を踏まえ、次期中期目標においては、以下の事項を掲げることにより、事務及び事業の改善を図る。なお、この見直しの考え方に従い、平成18年3月までの間に、展示や教育普及活動を通じて国民の科学リテラシー向上に寄与するとともに、自然史及び科学技術史の中核的研究機関の機能を果たす唯一の国立の科学博物館として実施するにふさわしい事務及び事業に特化・重点化するとの考え方に立って、具体的な検討を行い、次期中期目標・中期計画を策定する段階で具体的なものにすることとする。

第1 調査研究事業の目的等の明確化

自然史及び科学技術史に関する調査研究については、下記1、2の基本的な考え方に基づき、大学において実施されている研究との相違、国立科学博物館が調査研究を実施する目的や社会的有用性、個々の調査研究の成果の社会への還元方法について、次期中期目標等において明らかにするものとする。

1 国立科学博物館が実施する自然史及び科学技術史に関する調査研究と大学において実施されている同種の研究との相違

大学における自然史等に関する研究は、() 個々の研究者の発想に基づき実施される学術研究であること、() 個々の大学では体系的な標本資料が整備されていないため十分な研究が実施されていないこと、() 学術としての自然史等の研究分野は縮小傾向にあり継続性が危惧される状況にあることから、国立科学博物館において実施する自然史及び科学技術史に関する調査研究については、このような大学において実施されている同種の研究とは明確に異なる 国の政策に基づいた分野横断的なプロジェクト研究、体系的に収集・保管している標本資料に基づく実証的な研究、長期・安定的に継続して行う研究を実施する。

2 国立科学博物館が実施する自然史及び科学技術史に関する調査研究の目的及び社会的有用性並びに個々の調査研究の成果の社会への還元方法

国立科学博物館における調査研究は、大学等では十分な対応が困難な自然物あるいは科学技術の歴史的変遷を解明していくことにより自然史及び科学技術史に関する新たな知見の創出や当該研究分野の基盤整備を図ること、生物多様性の保全等の国の政策実現を図ることを目的にしたものとする。

また、これらの研究成果や研究過程で収集・保管した標本資料を広く一般に還元していくことにより、国民の科学リテラシー向上を図ることをもって、科学技術創造立国の実現に向けた基盤整備・環境整備に資していくと同時に社会教育の振興を図ることを目

的にしたものとする。

このような博物館として実施する社会的有用性を担保するため、収集保管している資料や調査研究の成果を、学会やシンポジウム等を通じた発表だけにとどまらず、展示活動、教育普及活動等を通じて公開していくなど、博物館ならではの方法により社会に還元・普及していく。

第2 展示事業の重点化

1 企業・大学等との共催により、その有する人的・物的・財政的資源を活用した多彩で効率的・効果的な特別展・企画展等の実施

特別展や企画展等の実施については、多彩で効率的・効果的な事業の実施を可能にするために、企業、大学等の他機関の人的・物的・財政的支援が得られる共催事業を積極的に推進する。

2 他の科学系博物館等との役割分担を踏まえ、日本全体を視野に入れた国立の科学博物館としてふさわしい事業の実施

(1) 日本とそれを取り巻く環境や科学技術に対する理解を深める展示の実施

日本列島の生い立ちや生物の多様性、日本人が育んできた科学技術の歴史など、日本とそれを取り巻く環境やそこで育まれてきた人間の営みなどについて総括的な展望を可能にするなど、自然史及び科学技術史の中核的研究機関としてふさわしい内容の展示を実施する。

(2) 日本全体を視野に入れた活動成果に触れる機会の拡充

国立の科学博物館として、国民の科学リテラシーの一層の涵養を図るため、他の科学系博物館の参考となり、活用できるような展示手法や先導的モデルの開発に取り組む。併せて巡回展や標本の貸出、全国の学校教育活動や生涯学習施設で活用できるバーチャルミュージアムなどのITを活用した多様な情報提供などにより、来館者だけでなく国民全体に国立科学博物館の活動の成果に触れてもらう機会を拡充する。

3 研究成果を適時・的確に反映するなど自然史等の中核的研究機関としてふさわしい展示の実施

科学技術創造立国及び環境を重視した先駆的國家の実現のため、環境問題等、現代的課題について適切に対応するとともに、新たな学術的発見を反映した展示や研究員と入館者との直接的な対話、常設展に加えてのパネル展示などを通じて研究成果の機動的な反映に取り組む。

第3 教育普及事業の重点化

科学系博物館のナショナルセンターとしての役割を踏まえ、国立科学博物館は、その有する人的資源・知的資源を一体的に活用した、他の科学系博物館では実施困難な下記

(1)(2)のような事業に重点化する。その際、国民の科学リテラシー向上のために同館が博物館として実施しなくてはならない事業かどうかという視点から、既存の事業の内容を精査し廃止する事業を検討する。

なお、見直しの結果、実施する事業については、企業、学会等の人的・物的資源を活用して、事業効果を一層効率的に発揮できるよう引き続き努力する。

(1) 人的資源や知的資源を一体的に活用した独自性のある事業の実施

同館の自然史及び科学技術史に係る研究員やその研究成果、標本資料等を一体的に活用する事業を実施する。また、専門性の高い研究員がいることで実施が可能となる学会と連携した事業についても実施する。

- 例：
- ・ 高い専門性を有する同館の研究員が、自然の諸現象について標本等を活用しながら実際の自然観察を通じて指導する事業
 - ・ 化学・化学史に関して高い専門性を有する同館の研究員や日本化学会等の外部の人材を活用し、日常生活と関連の深い化学に関する事柄について、実際の実験を通して指導する事業

(2) 先導的・モデル的な事業の実施

同館の研究員や標本、他の博物館とのネットワークを活用して、様々な学習手法を効果的に組み合わせて実施する事業など先導的・モデル的な事業で、他の科学系博物館等で実施困難な事業を実施する。

- 例：
- ・ 異年齢集団を対象に、展示や収蔵標本を用いた講義・見学・観察とともに、討議・プレゼンテーションなど多様な学習手法を効果的に組み合わせた長期間にわたる継続的なプログラムを開発し、子どもたちの科学的なものの見方・考え方を育成する事業

(3) 上記(1)(2)のような事業に重点化する観点から事業を精査し、他の科学系博物館で実施可能な下記の例を含め科学に関する基礎的な事柄を内容とした5事業を廃止する。

廃止する事業の例

子どもの土曜教室

実習や実験を通して科学に関する基礎的な事柄について指導する事業

サイエンススクール

科学に関する基礎的な事柄について3日程度時間をかけて指導する事業

第4 研修事業の特化

1 国立科学博物館の自然史及び科学技術史に関する最新の研究成果の普及を目的とした専門的な研修に特化

「学芸員専門研修アドバンスコース」は、国立科学博物館の研究員の指導により自然科学系博物館に勤務する学芸員の専門性を高める研修講座であり、国立科学博物館の人的・知的資源を活用した他の機関では行うことができない独自の事業である。このようなナショナルセンターとして自然史及び科学技術史に関する最新の研究成果を普及し、我が国における科学系博物館の総合的な力（博物館力）を高めることに寄与する専門的な研修に特化する。

2 他の主体で実施することが可能な研修事業を廃止

他の博物館や教育センターで実施可能な研修等必ずしも国立科学博物館において実施する必要性が認められない研修事業については、下記の例を含め4事業を廃止する。

例：理科担当教員研修

動物、植物、地学、人類の4コースで各分野ごとにテーマを設定し、実習・実技等を中心に知識、技術の習得を図り、理科教育の充実・発展に資する研修
科学教育指導者研修

青少年教育施設等の科学教育に携わる指導者を対象に、実習・実技等を中心に知識、技術の習得を図ることで、創造的探求心の育成のための指導力の向上を図る研修

第5 非公務員による事務及び事業の実施

国立科学博物館の事務及び事業については、調査研究事業等において大学等との連携を促進し、より一層の成果を上げる観点から、職員の身分を非公務員とする。

「独立行政法人物質・材料研究機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成16年12月20日
文 部 科 学 省

「勧告の方向性」を踏まえ、次期中期目標においては、以下の事項を掲げることにより、事務及び事業の改善を図る。なお、この見直しの考え方に従い、平成18年3月までの間に、物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を基幹事業とする独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・重点化するとの考え方に立って、具体的な検討を行い、次期中期目標・中期計画を策定する段階で具体的なものにすることとする。

第1 研究業務の重点化等

1 基礎研究及び基盤的研究開発について

(1) 重点研究開発領域における研究プロジェクト

物質・材料科学技術の中でも、世界各国で国策として、ナノテクノロジーを用いた研究が推進されており、国際競争力維持の観点から、「ナノ物質・材料研究」の推進が急務である。

さらに、「科学技術基本計画」(平成13年3月30日閣議決定)においても、重点4分野のナノテクノロジーの活用により、情報通信、エネルギー、バイオテクノロジー、医療などの分野に新しい材料、デバイス等を提供することが可能とされ、革新的機能を有するナノ物質・材料などの研究開発を、特に取り組むべき課題と指摘している。

機構では、現中期目標に従い中期計画を定め、「ナノ物質・材料研究」の業務を推進し、研究成果の指標である論文発表数、特許出願数について、多くの成果をあげており、また、外部の専門家からなる文部科学省独立行政法人評価委員会における平成15年度の評価においても、高い評価を得ている。さらに、機構は、「ナノマテリアル研究所」の設置や「ナノテクノロジー総合支援プロジェクトセンター」の運営により、「ナノ物質・材料研究」のポテンシャルを飛躍的に高めてきている。

以上を踏まえ、世界を先導する技術革新の創出を目指し、新たなブレイクスルーの可能性を秘めた「ナノテクノロジーを用いた物質・材料研究」に大幅に重点化し、積極的に取り組んでいく。

これと併せて、「環境・エネルギー材料研究」と「安全材料研究」は経済的・社会的課題に対応し、産業界のニーズがあり、実用化の可能性の高いものに限って合理的、効率的に研究を推進するという共通的な観点から統合した上で、有望な研究成果が得られ、実用化の可能性が高いプロジェクトに厳選して実施するなど大幅な重点化を図る。

) ナノ物質・材料

中期計画で掲げた目標が達成できる見込みであり、今後、民間において実用化の

研究が行われる形で成果の普及がなされていくこと等が適当であるプロジェクトについては、廃止する。(プロジェクト例：微量成分による高次構造制御技術の開発)

中期計画で掲げた目標が達成できる見込みであるが、引き続き、各プロジェクトのテーマの下で、更に、新たに取り組むべき研究要素があるプロジェクトについては、次期中期計画において新たな研究要素に関する目標を明確に設定した上で、継続して実施する。(プロジェクト例：ナノデバイス新材料の開発に関する研究)

さらに、機構が高いポテンシャルを有し、新たな材料の開発につながる可能性が高い研究、ナノスケールにおける物質・材料の観察・計測・分析等に必要の世界最先端の基盤技術の研究開発、これまで機構が取り組んでいないテーマではあるが、社会的ニーズが高く、国として取り組む必要がある研究、萌芽的研究において一定の成果が得られ、プロジェクトとして取り組む必要があると考えられる研究等については、世界を先導する技術革新の創出を目指し、新規プロジェクトとして実施を検討する。(プロジェクト例：ナノ有機分子物質の創製(仮称))

) 環境・エネルギー材料

中期計画で掲げた目標が達成できる見込みであり、今後、民間において実用化の研究が行われる形で成果の普及がなされていくこと等が適当であるプロジェクトについては、廃止する。(プロジェクト例：リサイクル鉄の超鉄鋼化)

中期計画で掲げた目標が達成できる見込みであるが、社会的ニーズが高く、明確な研究要素に関する目標を新たに設定し、これを達成することにより実用化につながる可能性が特に高いプロジェクトについては、「安全材料」と統合した新領域において、継続して実施する。(プロジェクト例：新世紀耐熱材料プロジェクト)

さらに、機構が高いポテンシャルを有し、社会的ニーズが高く、明確な研究要素に関する目標を新たに設定し、これを達成することにより実用化につながる可能性が特に高いプロジェクトについては、「安全材料」と統合した新領域において、新規プロジェクトとして実施を検討する。(プロジェクト例：高性能電池材料(仮称))

) 安全材料

中期計画で掲げた目標が達成できる見込みであり、今後、民間において実用化の研究が行われる形で成果の普及がなされていくこと等が適当であるプロジェクトについては、廃止する。(プロジェクト例：素機能融合化技術による安全材料の開発に関する研究)

中期計画で掲げた目標が達成できる見込みであるが、社会的ニーズが高く、明確な研究要素に関する目標を新たに設定し、これを達成することにより実用化につながる可能性が特に高いプロジェクトについては、「環境・エネルギー材料」と統合した新領域において、継続して実施する。(プロジェクト例：生体材料)

(2) 研究基盤、知的基盤について

) 研究基盤について

中期計画で掲げた目標が達成できる見込みであり、今後の研究の基盤として、他のプロジェクト等の研究活動を行う上で活用されること等が適当であるプロジェクトについては、廃止する。(プロジェクト例：コンビナトリアル材料創製に関する研究)

) 知的基盤について

知的基盤については、機械・構造物に使われている材料の健全性を判断するための材料データの発信を担う「材料データシートの整備」や、研究者や技術者が最適な材料選択等のために必要とする材料情報の発信を担う「物質・材料に関する知的基盤の構築」として行っている、材料データベースの整備と公開に関する事業は、安全・安心な社会の構築を底辺で支え、かつ、基礎研究の基盤として社会の発展に貢献する重要な事業である。

また、材料及び特性評価法の普及、ISO(国際標準化機構)などの国際規格への反映を目指して行われている「プレスタンダード化事業の推進」は、機構の研究活動において得られた新物質・新材料等の成果物を社会に普及する際に、基準となる物質や試験方法、評価方法等を定め、今後の研究活動に役立てるための重要な活動である。

これらの事業は、試験期間が長いもので30年以上にも及ぶ継続的な試験データの積み重ねが必要なため、民間主体では実施不可能な事業である。

以上を踏まえ、「知的基盤の充実」の下で行っている3事業については、引き続き、国として実施していくことが不可欠であることから、継続して実施する。

(3) 萌芽的研究の重視

次期プロジェクト等のシーズとなり得るもの、先導的でリスクが大きな研究を萌芽的研究として継続して実施し、基礎研究活動の活性化を図る。

(4) 公募型研究への提案と受託研究の受入れ

文部科学省、経済産業省、環境省等の政府機関、科学技術振興機構等の各種団体及び民間企業等が支援する競争的環境下にある公募型研究に対しては、機構の基礎研究で得られたポテンシャルを基盤に、積極的な新規研究課題の提案を継続して実施する。

また、機構は、物質・材料研究の中核機関として先端的・先導的研究から材料の安全性・信頼性の評価等に至るまで広範な研究分野について、国家的・社会的要請に基づく受託研究の受入れを継続して実施する。

2 研究成果の普及及び成果の活用について

機構において得られた成果の普及と活用を目的として、現中期目標・中期計画で取り組んでいる研究基盤・知的基盤を有効に活用していくとともに、以下のような活動を継続して実施する。

(1) 成果普及・広報活動

機構において得られた研究成果の普及の観点から、学協会等での発表や論文発表を積極的に行うとともに、国際シンポジウム、研究成果発表会等の開催を継続して実施する。また、学術誌、広報誌、インターネット・ホームページ、施設公開、プレス発表等の広報活動を通して、研究成果の国民への理解増進に積極的に取り組むとともに、機構において整備した材料基盤情報について、外部への積極的な情報発信を継続して実施する。

(2) 技術移転の促進

機構で取り組んでいる基礎研究及び基盤的研究開発で得られた成果の社会への円滑な普及・活用を図るため、民間外部資金を積極的に活用する等により、実用化に向けた一層の努力を行い、技術移転を継続して実施する。

3 設備の共用等について

我が国の物質・材料科学技術の水準の向上を目指し、物質・材料研究の中核的研究機関として、機構が保有する世界トップレベルの機能を有する強磁場施設等の大型施設・設備の大学・民間等との共用等の基盤的活動の推進を図る。

4 研究者・技術者の養成と資質の向上について

(1) 研修生の受入れ

連携大学院制度の活用等による大学院生や研修生を外部から積極的に受入れ、機構の研究活動に参画させることで、その資質の向上を図り、もって、我が国の物質・材料科学技術の水準の向上に資することとし、柔軟な発想と活力を研究現場に活かし、機構の研究活動を活性化させる観点から、研修生の受入れを継続して実施する。

(2) 学会・研究集会等への参加・講師派遣

学協会活動の活性化に寄与するとともに、研究者の資質の向上を図り、もって、我が国の物質・材料科学技術の水準の向上に資する観点から、学会・研究集会等への参加や、講師派遣等を継続して実施する。

5 その他

(1) 調査・コーディネート機能の充実

各機関で蓄積されている物質・材料研究に関するデータの収集、分析及び発信、社会的・産業的ニーズの関連企業等への調査の実施とそのとりまとめ及び発信、調査結果等を踏まえ、我が国として研究推進の必要な研究課題に対する提案を行う等、産学官連携のコーディネート機能の充実等を継続して実施する。

(2) 研究交流

社会的要請に基づく国家プロジェクトの推進、または機構における研究の推進等のために、大学、企業等との共同研究の実施や、連携大学院制度の活用等による連携の推進を図るとともに、外部から非常勤職員及び外来研究員として外部研究者を受入れ、

研究交流の促進を継続して実施する。また、研究者等を国外の研究機関、大学等に一定期間派遣することで、プロジェクト研究等の推進や、国外の研究機関、大学等との研究交流を継続して実施する。

(3) 事故等調査への協力

引き続き、公的機関からの依頼等に応じて、事故等調査への協力を実施する。

第2 業務運営の効率化

1 機構における研究組織編成の基本方針

上記に示す業務を実施していく場合に、限られた研究資源を効果的に活用し、最大限の研究成果を得ることが必要である。このため、業務の見直しとともに、組織についても、効率性の観点から、組織の規模の適正化、研究の独立性等に配慮しつつ、重点研究開発領域やその下で実施される研究プロジェクトの重点化等に応じた、研究ユニットや事務体制など組織の適切な見直しを実施する。具体的には、重点研究開発領域の課題の設定に合わせて、現行の3研究所・6研究センター・3ステーションの体制の統廃合などによる再編を行う。

組織の硬直化を避け、人材の効率的活用を図るために、必要に応じて各部署間の人員再配置を行う。また、重点領域課題遂行のために、多数の人員と異分野の専門家間の組織的連携が必要な場合には、時限的研究組織を設置する。その組織形態は、柔軟なものとし、また、人員配置についても、専任、併任等弾力的に運用する。

2 機構における業務運営の基本方針

(1) プロジェクトリーダー等の裁量権の拡大

各部署、時限的研究組織等の研究組織運営においては、迅速な意志決定と柔軟な対応を最重視するために、組織をフラット化するとともに、各部署の長、プロジェクトリーダー等への権限の委譲を促進する。

(2) 機構業務から見た合理的な人材配置

研究職、技術職、事務職を問わず、機構業務への合理的な配置を行う。また、特に研究支援者・技術者がその能力を遺憾なく発揮し、機構業務に積極的に貢献できるように配慮すると共に、研究者等の多様な職務を開拓し、円滑に適材適所への配置が行えるように配慮する。併せて、職員の業務に関する評価を適正に実施する。

(3) 業務運営の効率化

これまで、様々な分野において業務のアウトソーシングを進めてきているところであるが、機構に対する最近の評価や独立行政法人の見直しにおける議論などにかんがみ、今後もアウトソーシングの推進に取り組んでいくための具体的な方策を検討する。

第3 非公務員による事務及び事業の実施

国立大学法人の非公務員化等を踏まえ、大学や民間企業等との人事交流の促進、職員の採用・雇用における自由度の確保等を図り、より一層の成果を上げる観点から、職員の身分を非公務員とする。

「独立行政法人防災科学技術研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成16年12月20日
文 部 科 学 省

「勧告の方向性」を踏まえ、次期中期目標においては、以下の事項を掲げることにより、事務及び事業の見直しを図る。なお、この見直しの考え方に従い、平成18年3月までの間に、防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を基幹事業とする独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・重点化するとの考え方に立って、具体的な検討を行い、次期中期目標・中期計画を策定する段階で具体的なものにすることとする。

第1 研究業務の重点化等

1 地震災害による被害の軽減に関する研究開発への重点化

防災科学技術研究分野全体の中で、地震観測に基づく基礎研究から震災後の復興・復旧までを視野に入れて、地震災害による被害軽減に資するための研究開発に重点化する。特に、これまで先導的に整備してきている地震観測網を活用した地震活動の評価及び解明、地震被害軽減のための研究開発、並びに世界最高性能の実大三次元震動破壊実験施設(E-ディフェンス)を活用した建造物の耐震性向上に関する研究開発等に重点化する。その主な内容は以下のとおりである。

(1) 地震災害による被害軽減に資するための、観測、発生メカニズムの解明、発生予測等を総合的に実施する研究開発の推進

全国約1,800箇所地震計による地震観測網を活用した地震活動の評価及び解明や地震被害軽減のための研究開発を行い、質の高い情報のタイムリーな発信を行う。

地震調査研究推進本部が作成する地震動予測地図の高度化につながる研究開発を実施するとともに、強震動シミュレーション研究を推進する。

これらの成果を基に、地震によりもたらされる複合的な災害の評価に関する研究開発を推進する。

(2) 世界最高性能の実大三次元震動破壊実験施設(E-ディフェンス)を活用した建造物の耐震性に関する研究開発の推進

実大三次元震動破壊実験施設(E-ディフェンス)を活用した建造物の破壊過程の解明、新耐震技術の開発、破壊現象のシミュレーションシステムの開発等を行う。特に、鉄筋コンクリート建造物、基礎地盤構造、木造建造物といった緊急性の高い課題に関する実験研究を推進する。

文部科学省及び全米科学財団間の合意に基づく日米共同研究企画会議(平成16年4月及び7月)において決定された橋梁、鉄骨建築物、情報通信システム等を対象とした日米共同研究を遅滞なく推進する。

2. 火山災害による被害の軽減に関する研究開発の着実な推進

科学技術・学術審議会の建議において規定されている国内各機関との役割分担を踏まえ、当該法人が担当する火山について、継続的な火山観測を着実に実施するとともに、社会的ニーズの高い火山噴火発生機構解明に基づく被害軽減に関する研究開発を引き続き推進する。併せて、火山観測・解析に関する技術開発の高度化を推進する。その主な内容は以下のとおりである。

科学技術・学術審議会「第7次火山噴火予知計画の推進について（建議）」（平成15年7月）において規定されている富士山、三宅島、那須岳等における連続観測等を継続する。

地震活動や地殻活動に関する観測データを用いたマグマ移動過程の解明、災害予測シミュレーション技術の開発等を行う。

火山活動の状況をよりの確に評価し、火山噴火予知の高度化と実用化に向けた新たな観測・解析手法や機器・システムの開発等を行う。

3 気象災害、土砂災害、雪氷災害等による被害の軽減に関する研究開発への特化

水災害、土砂災害、雪氷災害等に関するシミュレーションの高度化、リスクマネジメント等、現在社会的な要請が強い分野へ研究内容を重点化するとともに、観測研究のうち、その必要性が低下したテーマは縮小する。以下に、特化する分野の例を示す。

世界トップレベルの空間分解能を有する X バンド偏波ドップラーレーダを用いた水災害及び土砂災害に関する実時間予測の実用化に向けた研究開発を行う。

スーパーコンピュータを用いた台風等の長期予測シミュレーション、リスクマネジメント手法による都市型水害等に係る防災対策に関する研究開発を行う。

雪崩、吹雪等の発生予測システムの高度化を行い、主に多雪地帯等においてニーズの高いライフライン等に関する雪氷防災対策を推進する。

波浪、潮位等の定常観測、地表面の蒸発速度に関する影響解明など、観測研究等のうち、その必要性が低下したテーマについては縮小する。

<一部の定常観測・実験施設の廃止>

技術の進歩により必要性が相対的に低下したり、所期の目的を達成した以下の定常観測・実験施設については廃止する。

平塚実験場

ハイドロフォンを利用したブイの開発、GPSを用いた連続潮位観測その他の観測技術が一般的に高度化され、より効率的に広範囲のデータを取得することが可能となったことから廃止する。

地表面乱流風洞棟

地下水位、放射、風速、地表面の被覆物等が蒸発速度に与える影響の解明など、当初の研究目的が達成されたのに加え、より高度な手法を用いた地球フロンティア研究が、新たに他機関において発足し、当該施設により得られるデータの重要性が減少したことから廃止する。

4 他の機関との一層の連携協力の推進

当該法人は、地震、火山噴火、豪雨・豪雪、土砂災害等の自然災害全般を研究対象としており、これまで、国立大学法人、独立行政法人、民間企業、海外機関等の多様な機関と連携協力し共同研究等を行ってきたが、近年は、都市機能の高度複雑化や高齢化等の社会の変化により、これまで想定されなかったような被害も、数多く発生するようになっている。このことを踏まえて、より一層、他の研究機関との連携協力を推進することとする。

第2 業務運営の効率化

当該法人は、防災科学技術をめぐる状況の変化を踏まえて、今後、地震災害による被害の軽減に関する研究開発等に重点化することとしている。この方針に対応して円滑に事業を進めていくために、より効率的かつ効果的な組織形態となるよう見直しを行う。

また、組織運営の効率化の観点から、業務内容が比較的定型化・簡易化したものについては、民間委託やアウトソーシングを引き続き推進していくこととする。

第3 非公務員による事務及び事業の実施

国立大学法人の非公務員化等を踏まえ、大学や民間企業等との人事交流の促進、職員の採用・雇用における自由度の確保等を図り、より一層の成果を上げる観点から、職員の身分を非公務員とする。

「独立行政法人放射線医学総合研究所主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成16年12月20日
文 部 科 学 省

「勧告の方向性」を踏まえ、次期中期目標においては、以下の事項を掲げることにより、事務及び事業の見直し改善を図る。なお、この見直しの考え方に従い、平成18年3月までの間に、放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発を基幹事業とする独立行政法人として真に行うべき事務及び事業に特化・重点化すると考え方に立って、具体的な検討を行い、次期中期目標・中期計画を策定する段階で具体的なものにすることとする。

第1 研究業務の重点化等事務及び事業の見直し

放射線・原子力の利用に関する国民の安全・安心の確保と放射線の医学的利用等による国民の健康の増進は、国の重要な政策目的の一つであり、「科学技術基本計画」、「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」、「原子力の重点安全研究計画」、「防災基本計画」、「第3次対がん十ヵ年総合戦略」等を踏まえた国としての取組が必要である。

放医研は、医学、生物学、物理学、化学、薬学等の広範な分野の人材と先端的な研究施設・設備を有する総合的研究機関として、これらの政策目的の達成のために、事務及び事業の重点化を図りつつ、放射線の人体への影響に関する研究開発、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する研究開発、放射線の医学的利用に関する研究開発並びに緊急時被ばく医療の体制整備等を担う必要がある。

次期中期目標期間における放医研の主要な事務及び事業については、以下のとおり見直しを行い、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・集中する。

1 研究開発業務の重点化

- (1) 国民の健康の増進の観点から社会的関心が高まっている放射線によるがん治療・診断や精神神経疾患の病態解明・診断・治療等の研究、及びこれらに資するための基礎的な研究等の放射線に関するライフサイエンス研究への重点化を図る。
- (2) 放射線の安全に関する研究については、国民の安全・安心に資するものに特化する。
- (3) 上記により、放射線先進医療研究、放射線感受性遺伝子研究、放射線人体影響研究、放射線障害研究(緊急医療対策研究)の4つの重点研究領域を、放射線に関するライフサイエンス研究、放射線安全・緊急被ばく医療研究の2つの重点研究領域に整理・統合する。

具体的な研究領域は、以下のとおりに整理・再編する。

1 放射線に関するライフサイエンス研究

- a. 重粒子線がん治療研究(重粒子線がん治療の高度化・標準化、先端的照射システムの研究開発等)

b.放射線による革新的診断・疾患研究（分子イメージング研究等）

c.放射線による診断・治療研究に資する放射線生体影響研究（放射線感受性遺伝子研究等）

2 放射線安全・緊急被ばく医療研究

a.放射線安全研究（低線量放射線安全研究、放射線リスク研究等）

b.緊急被ばく医療研究（線量評価研究、高線量被ばく組織修復研究等）

（４）研究業務の重点化に際して、費用対効果の観点などから十分な研究成果が期待できない研究は廃止するとともに、所期の目標を達成し民間への技術移転の進展が見られた研究は終了する。また、放医研内で、研究手法等その一部に重複が見られる研究は、重複を排除した上で分割・統合等を行う。

具体的には、現行中期計画における以下の研究開発課題は廃止・終了する。

放射線感受性遺伝子研究のうち、放射線治療における早期皮膚障害の個人感受性予測に関する研究

ラドンの生物影響に関する研究

プルトニウム化合物の内部被ばくに関する研究

らせんＣＴ肺がん検診システムの研究開発

放射光を用いた単色Ｘ線ＣＴ装置の研究開発

原子力基盤技術総合的研究

放射線損傷の認識と修復機構の解析とナノレベルでのビジュアル化システムの開発

放射性核種の土壌生態圏における移行及び動的解析モデルに関する研究

マルチレーザーの製造技術の高度化と先端科学技術研究への応用を目指した基盤研究

ラドン健康影響研究

2 施設及び設備の共用の促進等

我が国全体の研究開発の発展と研究資源の有効活用のため、放医研が有する世界最高性能あるいは国内有数の施設・設備について、本来の研究開発業務に影響のない範囲で外部の利用者への共用等を図る。

既に共用を実施している重粒子線がん治療装置（HIMAC）、荷電粒子励起Ｘ線分析装置（PIXE）に加え、以下のような施設・設備についても、共用に供することを検討する。

マイクロビーム細胞照射装置（SPICE）

生物影響実験用中性子加速器システム（NASBEE）

陽電子放射断層撮像装置（PET）

共用の円滑な実施のため、放医研内の体制や規程類等の整備を図る。

3 放医研の特長を活かした研究者・技術者等の人材育成

放射線治療医・医学物理士等の不足への対応や緊急被ばく医療関係者の能力向上等のため、大学等との連携強化を図りつつ、放医研の特長を活かした人材育成を行う。

研修については、放医研の特長及び社会的ニーズを踏まえたものに厳選するとの観点から、以下の一般的な研究者・技術者等を主たる対象とした研修は廃止する。

ライフサイエンス課程

環境放射線科学リフレッシュセミナー

4 緊急被ばく医療対応等の行政のために必要な業務の着実な実施

放射線の人体への影響に関する専門研究機関として、放射線・原子力に関する国民の安全・安心の確保並びに、万が一の放射線事故・原子力災害の発生に適切に備えるための全国的な緊急被ばく医療の体制整備のため、放射線・原子力安全行政に対する協力・支援業務を着実に実施する。

本業務について、放射線安全・緊急被ばく医療研究との密接な連携を行いつつ実施し、最新の知見・技術を取り入れて、その運営の効率化・適正化を図る。

第2 業務運営の効率化

研究領域の見直しや研究開発の重点化に際して、効果的・効率的な業務推進の観点から適切な研究グループの設置等を行い、組織体制の見直しを行う。また、それに係る管理事務の体制についても、細分化を排するなど効率化を追求する。さらに、意思決定の簡素化・迅速化や、可能な限りの業務の外注等による一層のコスト削減に取り組むものとする。

重粒子医科学センターについては、同センター病院が臨床研究を実施している研究病院であることを考慮しつつ、その運営の効率化を図るため、重粒子線がん治療が高度先進医療に位置づけられたことも踏まえ、効率化の状況の把握が可能となるよう、重粒子医科学研究に係る業務について財務上の適切な整理を行い、効率化の改善状況等について、常時、点検・分析・評価を行うことを検討することとする。

第3 非公務員化による事務及び事業の実施

国立大学の非公務員化等を踏まえ、大学や民間企業等との人事交流の促進、職員の採用・雇用における自由度の確保等を図り、より一層の成果を上げる観点から、職員の身分を非公務員とする。

「独立行政法人産業安全研究所及び独立行政法人産業医学総合研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成 16 年 12 月 20 日
厚生労働省

「勧告の方向性」を踏まえて、次期中期目標期間において、以下の事項について事務・事業を改善する。なお、多様化する労働災害へのより適切な対応の必要性を踏まえて、民間にできることは民間にゆだね、一層の効率的かつ効果的な運営を図る観点から、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・重点化するとの考え方で、今後更に検討を深め、平成 18 年 3 月までの間に、次期中期目標を策定する段階において、より具体的なものとなるようにしていくこととしている。

第 1 産業安全研究所及び産業医学総合研究所における調査研究業務の一体的実施

産業安全研究所及び産業医学総合研究所の両法人は、いずれも労働災害の防止に寄与することを目的として、産業安全研究所は労働災害の工学面からの防止に関し、産業医学総合研究所は医学面等からの疾病の予防に関し、労働の現場に根ざし、成果の行政施策への反映を重視した調査研究を行っている。

近年、重大な災害や事故が多発し、また、過重労働による過労死やメンタルヘルスが社会問題化しており、それぞれの分野における労働災害防止技術を更に高度化していく必要がある。

その一方で、労働災害の原因が輻輳化し、人体への影響も複雑化してきており、これまでの単一の視点での研究のみならず、

- ・ 職場における安全確保とストレス等への対策
- ・ 労働者の不安全行動や作業姿勢等から生じる事故や疾病への対策

など疾病と事故の関連、影響等に関する労働災害の防止に向けて、総合的な研究の実施が必要となってきたことから、両法人を統合した上で調査研究業務を一体的に実施し、それぞれの研究者の知見を活用した学際的研究や効率的かつ効果的な研究資源の配分を行うことにより、研究成果の質的向上を図るものとする。

その際、統合後の組織においても、工学と医学の両分野それぞれの調査研究業務について支障が生じることのないよう、組織全体のマネジメントに留意する。

なお、研究に直接携わらない間接部門の合理化などを行うことにより、一般管理経費等の削減を進め、総費用の削減を図る。

第 2 非公務員による事務及び事業の実施

産業安全研究所及び産業医学総合研究所の事務及び事業については、民間、大学等研究

機関などとの共同研究や人事交流を促進し、より一層の質の高い研究成果をあげるための最先端の技術水準の確保、研究の活性化などの観点から、職員の非公務員化を図る。

その際、労働災害の原因調査の円滑かつ適切な実施を確保するための方策等を検討し、所要の措置を講ずるものとする。

また、研究所は、機械等の構造規格等の技術基準に係る実質的な策定等を行っていることを踏まえ、非公務員化により、業務運営に支障を生じさせないように、所要の準備を進める。

第3 調査研究業務の重点化

調査研究業務については、他の機関との共同研究又は研究委託を活用し、

疾病と事故の関連、影響等による労働災害の研究

高度の技術を要する行政ニーズの高い重大災害の防止対策の研究

技術の進歩に伴って発生する新しい災害動向に対処するための研究

過重労働、化学物質と職業性疾病の関連の研究

など、独立行政法人として真に担うべき研究項目に重点化を行うことにより、研究成果の質的向上を図るものとする。

「独立行政法人農業者大学校の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成16年12月20日

農 林 水 産 省

「勧告の方向性」を踏まえて、独立行政法人農業者大学校（以下「農業者大学校」という。）の事務及び事業については、現行の中期目標期間終了までに、以下の見直しを行うこととする。

第1 農業者大学校の事務及び事業の廃止・見直し

農業者大学校の事務及び事業については、廃止する。その際、本校の事務及び事業については、抜本的に見直し、先端的な農業技術及び先進的な経営管理手法の教授を中心とする農業の担い手の育成を目的とする事業に改定した上で、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構（以下「農業・生物系特定産業技術研究機構」という。）に移管して、農業・生物系特定産業技術研究機構の研究開発業務と一体的に実施する。なお、現学生及び平成17年度、18年度入学予定者の卒業までは、従来の事務及び事業を継続する。

落葉果樹農業研修所及び常緑果樹農業研修所の事務及び事業については、廃止する。なお、施設及びほ場等については、維持管理コストの削減を前提として、立地条件等を考慮しつつ、有効活用について検討する。

第2 本校の事務及び事業の改定

本校の農業の担い手の育成を目的とする事業については、抜本的に見直し、農業者のニーズも的確に確認した上で、先端的な農業技術及び先進的な経営管理手法を中心とするものへ転換する。

先端的な農業技術及び先進的な経営管理手法については、農業・生物系特定産業技術研究機構が研究開発を行っていることから、本校の農業の担い手の育成を目的とする事業と農業・生物系特定産業技術研究機構の研究開発等の事務及び事業とを一

体的に実施する。

なお、事務及び事業の見直しに当たっては、効率的かつ効果的な運営を図る観点から、次の点に留意する。

学生の入学定員の設定に当たっては、これまで恒常的に入学生が定員を下回っていたことを踏まえ、需要予測等を的確に行い、規模の適切化を図る。

育成の対象者の設定に当たっては、現行の「青年である農業者」に限定することなく、先端的な農業技術及び先進的な経営管理手法を必要とする者を広く全国各地から受け入れる。

カリキュラムについては、農業者等の多様なニーズに的確に応えるため、国の機関でなければできない、農業・生物系特定産業技術研究機構の研究開発により得られた先端的な農業技術及び先進的な経営管理手法の教授を中心とするよう設計する。また、事務及び事業の見直しが円滑に行われるよう、新たなカリキュラムの作成等に必要な体制を適切に整備する。

修業年限の設定に当たっては、育成の対象となる農業者等の実情、ニーズ等を踏まえた上で現行を見直し、短縮化・多様化を図る。

より円滑かつ効率的な運営を確保する観点から、校舎等については、必要な条件整備等を行って、可能な限り早期に農業・生物系特定産業技術研究機構本部の所在地へ移転する。なお、移転に当たっては、現校舎等の売却益を活用する等、既存の資産を有効に活用した上で、必要な整備を行う。

第3 合理化メリットの発現

上記第1及び第2の実施により、運営費交付金の削減、役職員の縮減に努める。

「独立行政法人さけ・ます資源管理センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成16年12月20日

農 林 水 産 省

「勧告の方向性」を踏まえて、独立行政法人さけ・ます資源管理センター（以下「さけ・ます資源管理センター」という。）の事務及び事業であるさけ類及びます類のふ化及び放流事業並びに調査研究等の業務については、民間にできることは民間にゆだねる、地方にできることは地方にゆだねるとの観点から、独立行政法人が真に担うべき事務及び事業に特化・重点化するとの考え方に立って検討し、次期中期目標期間に向けて、以下の見直しを行うこととする。

第1 さけ類及びます類のふ化及び放流事業の見直し

さけ類及びます類のふ化及び放流事業並びに調査研究等の業務については、次のとおり見直すこととする。

資源増大を目的とするふ化及び放流事業については、平成18年度までにすべて民間へ移行。

系群保全並びに調査研究を目的とするふ化及び放流事業並びにふ化及び放流に係る調査研究等の業務については、独立行政法人水産総合研究センター（以下「水産総合研究センター」という。）と一体的に実施。

これにより、調査船の活用によるさけ・ますの生活サイクルに合わせた一貫したデータの収集・解析、研究者及び技術者の知見の結合、施設の有効活用を図り、冷水性溯河性魚類に関するより質の高い研究開発の実現に資するとともに、さけ・ます類に関する基礎研究から応用研究、実証まで一貫して行うこととする。

第2 水産総合研究センターとの事務及び事業の一体的実施

さけ・ます資源管理センターは水産総合研究センターと平成18年4月を目途に統合し、統合する法人の事務及び事業の実施に当たっては、次の点に留意する。

さけ・ます資源管理センターの主要業務であるさけ類及びます類のふ化及び放流事業については、国際的な諸情勢を踏まえつつ、我が国のさけ類及びます類資源の

適切な管理に資するための系群保全並びに調査研究を目的とするふ化及び放流に特化し、ふ化及び放流に係る調査研究等の業務に重点化。

調査研究に必要な各種分析、電気工作物や構内警備の保守管理等の業務については、コスト等の比較を踏まえつつ、民間委託を推進。

北海道内に所在する15事業所のうち、現在、資源増大を目的とするふ化放流を行っている4事業所を北海道へ移管し、その業務を民間へ移行。

水産庁等の他機関、水産総合研究センターの他部門との人事交流等を図りつつ、業務に見合った適正な要員に縮小。

さけ・ます資源管理センター本所及び支所の管理部門の合理化を図りつつ、さけ類及びます類のふ化及び放流に係る部門の適正な要員規模を明らかにすること。

以上の実施に当たっては、運営費交付金の削減、役職員の縮減を図るとともに、総費用（人件費を含む。）を極力縮減するよう努めること。

「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業工学研究所及び独立行政法人食品総合研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成16年12月20日

農 林 水 産 省

「勧告の方向性」を踏まえて、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構（以下「農業・生物系特定産業技術研究機構」という。）独立行政法人農業工学研究所（以下「農業工学研究所」という。）及び独立行政法人食品総合研究所（以下「食品総合研究所」という。）の主要な事務及び事業については、一層の研究の加速を図るとともに、国、独法研究機関、公立試験研究機関、大学、民間との役割分担を明確にし、効率的かつ効果的に研究を推進するとの観点から、試験及び研究業務、民間研究促進業務、基礎的研究業務及び農業機械化促進業務として、独立行政法人が真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、次期中期目標期間に向けて、以下の見直しを行うこととする。

第1 3法人の事務及び事業の一体的実施

農業・生物系特定産業技術研究機構の試験及び研究業務と農業工学研究所並びに食品総合研究所の試験及び研究業務については、次期中期目標期間における一体的実施に向けた準備を終了し、平成18年4月1日から1法人として実施する。

試験及び研究業務の一体的実施に当たっては、これまで各法人が担ってきた固有の機能を果たしつつ、生産基盤、農業生産現場から加工・流通・消費までの技術とこれらと関連した農村及び食品産業の振興に資する一貫した応用技術開発を行うことにより、現場における課題解決型の研究開発を一層効率的かつ効果的に推進できる組織運営を行うこととする。

第2 地方組織における事務及び事業の見直し

農業・生物系特定産業技術研究機構の担っている農業生産現場に密着した技術開発は、全国にわたる農業生産を対象としているため、南北に約2,800km、亜熱帯から亜

寒帯までを対象地域としており、気象、土壌等自然条件が多様であるとともに、研究対象も稲、麦、大豆、果樹、花き、野菜、茶、畜産、飼料作物、動物衛生などと非常に幅広い。このような農業・生物系特定産業技術研究機構に期待される幅広い農業技術研究開発について、責任を持って対応できる体制を確保するとともに、主要な研究拠点とは別に庁舎や研究施設・設備等を設置し運営している小規模な研究単位における事務及び事業については、厳しい国家財政事情にかんがみ、効率的かつ効果的な運営を確保するとの観点から、近接する研究拠点での一元化等について、業務の特殊性を踏まえて検討し、所要の措置を講ずることを、次期中期目標に明記する。

第3 試験及び研究業務の重点化

農業・生物系特定産業技術研究機構の試験及び研究業務は、地域に密着した農業の技術上の問題解決を業務とする5地域農業研究センターと、全国共通的な農業の技術上の問題解決を業務とする6作物別研究所により推進されており、今後とも地域農業研究センターでは地域性のより発揮できる研究分野に、作物別研究所では特定の地域に限定されない普遍的な研究分野にそれぞれ重点化し、独自性の発揮できる次期中期目標を策定するとともに、開発する技術の普及範囲が極めて限定される研究課題については、公立試験研究機関への引き渡しの可能性等を適宜検討し、中断・中止等の見直しを行うことを次期中期目標に明記する。

農業工学研究所の担う農業土木その他の農業工学に係る技術に関する試験及び研究業務においては、農業の持続的発展と農村の振興に資する農業生産基盤や農村生活環境について、整備・管理に関する低コスト・長寿命化技術の開発、水稻と畑作物の選択的作付を可能とする基盤整備技術の開発、農業・農村の有する多面的機能を発揮させる技術の開発及び農業水利施設等の災害防止・災害復旧技術の開発等の分野を重点化した次期中期目標を策定するとともに、実施課題の選定に当たっては、農村における地域資源の活用など現場において実用化につながる有用な研究課題を中心に選定し独自性の強化に努めることを次期中期目標に明記する。

食品総合研究所の担う食料に係る資源の利用並びに食品の加工及び流通に関する試験及び研究業務については、作物生産現場での実用化が期待できる研究分野（大豆たんぱく質の加工特性解明と利用技術の開発や新形質麦の加工特性の解析技術の開発等）は育種や栽培に係る研究を担う研究所において重点化するとともに、食品総合研究所としてより独自性の発揮できる研究課題に重点化した次期中期目標を策定する。

これまで3法人の担ってきた試験及び研究業務のうち、一体的な運営により一層の

研究成果が期待できる研究課題については、理事長のトップマネジメントの下、機動的にプロジェクトチームを編成するなど積極的に取り組むために必要な条件整備や体制整備に努めることを次期中期目標に明記する。

第4 統合メリットの発揮等

法人本部と内部研究所の研究支援に係る業務及び機能の役割分担を明確化し、業務及び機能の一元化等、効率的かつ効果的な運営を確保するよう努めることを次期中期目標に明記する。

総務部門の業務については、業務内容等の見直しを行い、効率的な実施体制を確保するとともに、事務処理の迅速化、簡素化、文書資料の電子媒体化等による業務の効率化を行うよう努めることを次期中期目標に明記する。

現業業務部門の業務については、試験及び研究業務の高度化に対応した高度な専門技術・知識を要する分野に重点化を図るために業務を見直し、研究支援業務の効率化、充実・強化を図るよう努めることを次期中期目標に明記する。

研究支援業務全体を見直し、常勤職員が担う業務と臨時職員が担った方が効率的な業務及びアウトソーシングした方が効率的な業務を整理し、研究支援部門の要員の合理化に努めることを次期中期目標に明記する。

上記の点を踏まえ、また、統合に伴うコストを勘案しつつ、総費用(人件費を含む。)を厳しく抑制するものとする。

第5 非公務員による事務及び事業の実施

3法人の事務及び事業については、公務員以外の者が担うことにより支障が生じないよう、職員の雇用と労働条件等の確保に配慮した上で、関係省庁・機関の協力を得て、所要の準備を進める。

第6 研究職の活性化

研究職員の採用に当たっては、今後とも任期付任用制度を積極的に活用するとともに、試験採用及び選考採用を有効に組み合わせて、中期目標達成に必要な人材を確保することを次期中期目標に明記する。

研究担当幹部職については、広く人材を求めるための公募方式の積極的な活用など、

適材適所による任用を引き続き進めることを次期中期目標に明記する。

研究の効率的実施及び活性化のために、国、独立行政法人、国公立研究機関、大学、民間、海外機関及び国際機関等との共同研究等の連携・協力及び研究者の交流を今後とも積極的に行うことを次期中期目標に明記する。

第7 民間研究促進業務の見直し

融資業務については、近年の経済情勢にかんがみ、計画額を大幅に下回る利用実績となっていることを踏まえ、新規融資は停止し、貸付の償還終了時に廃止することとし、次期中期目標に明記する。

出資業務については、出資状況、出資先の清算状況も踏まえ、より効率的かつ効果的な研究開発支援の実施の観点から、事業からの収益の可能性に十分配慮するとともに、現在の民間ニーズも的確に把握し、抜本的見直しを行うこととし、その結果を次期中期目標に明記する。

第8 基礎的研究業務の見直し

競争的研究資金の供給を行う基礎的研究業務については、適切な事業運営を図る観点から、採択のプロセスの明確化、採択に係る審査結果の公表による透明性の確保、外部専門家による厳格な終了時評価を一層的確に実施するとともに、研究成果について事業の目的たる新技術・新分野創出、生物系産業創出への貢献状況の把握・分析を行い、事業運営の改善への活用を行うこととし、次期中期目標に明記する。

第9 農業機械化促進業務の見直し

農業生産性の向上、作業負担の軽減等の効果の発揮による農業現場での普及促進に向けて、現場ニーズに即し、経営コスト面や性能面等を重視して革新的な農業機械の開発・改良に取り組むことを次期中期目標に明記する。

開発・改良に際しては、実効性を一層向上させる観点から、開発段階での研究評価のみならず、開発成果の農業機械メーカーにおける実用化状況のほか、農業生産現場での普及状況、生産性の向上や経営の改善等の導入効果についても十分な把握、分析を行いつつ事業の展開、見直しに活用することを次期中期目標に明記する。

開発・改良の課題設定に当たっては、担い手を始めとした農業生産者の開発改良ニーズを外部機関も活用しつつ的確に把握し、外部専門家による厳格な課題評価を経た上で、重点的かつ的確な課題設定を行うことを次期中期目標に明記する。

開発段階においては、現場ニーズの変化も踏まえつつ、ニーズ及び緊急性の高い課題を優先的に実施するとともに、農業現場から期待されている革新的な農業機械の普及促進に資するため、研究開発期間の短縮化、実用化に向けての農業機械メーカーに対する積極的な技術移転、技術指導に取り組むことを次期中期目標に明記する。

「独立行政法人農業生物資源研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成16年12月20日

農 林 水 産 省

「勧告の方向性」を踏まえて、独立行政法人農業生物資源研究所（以下「農業生物資源研究所」という。）の主要な事務及び事業については、一層の研究の加速を図るとともに、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、基礎的な調査及び研究業務として、独立行政法人が真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、次期中期目標期間に向けて、以下の見直しを行うこととする。

第1 調査及び研究業務の重点化

蚕糸関係の調査及び研究業務については、養蚕農家戸数及び製糸工場が減少していること、また、絹が従来の繊維利用のみならず、様々な機能性を持つ生体適合性タンパク質素材として、多方面の利用が産業界及び一般消費者から期待されており、その生産・加工技術としての新蚕糸技術（シルクテクノロジー）に関する研究が重要となっていることなどを踏まえ、その業務の再編統合、研究分野の重点化など所要の措置を講ずることを次期中期目標に明記するとともに、農業生物資源研究所全体としても、研究業務を効率的・効果的に実施する観点から、農業生物資源研究所として独自性を発揮できる研究分野に重点化した次期中期目標を策定する。

第2 隔地研究チームの事務及び事業の再編統合

つくば市本部とは別に庁舎や研究施設・設備等を設置し運営している長野県松本市、岡谷市及び山梨県小淵沢町にそれぞれ所在する3研究チームにおける事務及び事業については、厳しい国家財政事情にかんがみ、その再編統合等について検討し、所要の措置を講ずることを次期中期目標に明記する。

当該3研究チームが担っている蚕糸に関する研究開発については、新蚕糸技術（シルクテクノロジー）に関する研究が重要となっていることから、そのニーズに責任を

持って対応できる体制を再検討するとともに、その業務を効率的・効果的かつ確実に実施する観点から見直しを行い、研究分野の重点化など所要の措置を講ずることを次期中期目標に明記する。

第3 研究支援部門の合理化等

総務部門の業務については、業務内容等の見直しを行い、効率的な実施体制を確保するとともに、事務処理の迅速化、簡素化、文書資料の電子媒体化等による管理事務業務の効率化に努めることを次期中期目標に明記する。

現業業務部門の業務については、調査及び研究業務の高度化に対応した高度な専門技術・知識を要する分野に重点化を図るために業務を見直し、研究支援業務の効率化、充実・強化を図るよう努めることを次期中期目標に明記する。

研究支援業務全体を見直し、常勤職員が担う業務と臨時職員が担った方が効率的な業務及びアウトソーシングした方が効率的な業務を整理し、研究支援部門の要員の合理化に努めることを次期中期目標に明記する。

上記の点を踏まえ、総費用（人件費を含む。）を厳しく抑制するものとする。

第4 非公務員による事務及び事業の実施

農業生物資源研究所の事務及び事業については、公務員以外の者が担うことにより支障が生じないように、職員の雇用と労働条件等の確保に配慮した上で、関係省庁・機関の協力を得て、所要の準備を進める。

第5 研究職の活性化

研究職員の採用に当たっては、今後とも任期付任用制度を積極的に活用するとともに、試験採用及び選考採用を有効に組み合わせて、中期目標達成に必要な人材を確保することを次期中期目標に明記する。

研究担当幹部職については、広く人材を求めるための公募方式の積極的な活用など、適材適所による任用を引き続き進めることを次期中期目標に明記する。

研究の効率的実施及び活性化のために、独立行政法人、国公立研究機関、大学、民間、海外機関及び国際機関等との共同研究等の連携・協力及び研究者の交流を今後とも積極的に行うことを次期中期目標に明記する。

「独立行政法人農業環境技術研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成16年12月20日

農 林 水 産 省

「勧告の方向性」を踏まえて、独立行政法人農業環境技術研究所（以下「農業環境技術研究所」という。）の主要な事務及び事業については、一層の研究の加速を図るとともに、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、基礎的な調査及び研究業務として、独立行政法人が真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、次期中期目標期間に向けて、以下の見直しを行うこととする。

第1 調査及び研究業務の重点化

農業環境技術研究所は、「農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究等を行うことにより、その生育環境の保全及び改善に関する技術の向上に寄与すること」（独立行政法人農業環境技術研究所法（平成11年法律第194号）第3条）との法人の目的を踏まえ、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から調査及び研究業務について見直し、農業生産環境の安全性を確保するための基礎的な調査及び研究に特化・重点化を図る。すなわち、農業環境変動及び農業環境資源に関する基礎的な調査及び研究、外来生物や有害化学物質等の農業生態系における影響評価及び動態制御技術の開発等を行い、農業環境のリスクの評価及び管理にむけた研究分野の確立によって、農業環境技術研究所の独自性の発揮を図ることを次期中期目標に明記する。

第2 研究支援部門の合理化等

総務部門の業務については、業務内容等の見直しを行い、効率的な実施体制を確保するとともに、事務処理の迅速化、簡素化、文書資料の電子媒体化等による管理事務業務の効率化に努めることを次期中期目標に明記する。

現業業務部門の業務については、調査及び研究業務の高度化に対応した高度な専門

技術・知識を要する分野に重点化を図るために業務を見直し、研究支援業務の効率化、充実・強化を図るよう努めることを次期中期目標に明記する。

研究支援業務全体を見直し、常勤職員が担う業務と臨時職員が担った方が効率的な業務及びアウトソーシングした方が効率的な業務を整理し、研究支援部門の要員の合理化に努めることを次期中期目標に明記する。

上記の点を踏まえ、総費用（人件費を含む。）を厳しく抑制するものとする。

第3 非公務員による事務及び事業の実施

農業環境技術研究所の事務及び事業については、公務員以外の者が担うことにより支障が生じないように、職員の雇用と労働条件等の確保に配慮した上で、関係省庁・機関の協力を得て、所要の準備を進める。

第4 研究職の活性化

研究職員の採用に当たっては、今後とも任期付任用制度を積極的に活用するとともに、試験採用及び選考採用を有効に組み合わせて、中期目標達成に必要な人材を確保することを次期中期目標に明記する。

研究担当幹部職については、適材適所による任用を引き続き進めるとともに、広く人材を求めるための公募方式の導入の検討を次期中期目標に明記する。

研究の効率的実施及び活性化のために、独立行政法人、国公立研究機関、大学、民間、海外機関及び国際機関等との共同研究等の連携・協力及び研究者の交流を今後とも積極的に行うことを次期中期目標に明記する。

「独立行政法人国際農林水産業研究センターの主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成16年12月20日

農 林 水 産 省

「勧告の方向性」を踏まえて、独立行政法人国際農林水産業研究センター（以下「国際農林水産業研究センター」という。）の主要な事務及び事業については、一層の研究の加速を図るとともに、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、試験及び研究業務として、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、次期中期目標期間に向けて、以下の見直しを行うこととする。

第1 試験及び研究業務の重点化

国際農林水産業研究センターの試験及び研究業務については、「熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究等を行うこと」（独立行政法人国際農林水産業研究センター法（平成11年法律第197号）第3条）との法人の目的を踏まえ、他の独立行政法人及び公立農業試験場との役割分担を一層明確にし、開発途上地域等における農林水産業の研究を行う我が国唯一の機関としての独自性を発揮する観点から、当該地域の農林水産業の発展に貢献する研究課題を国際的な連携・協力のもとで重点的に推進するよう次期中期目標を策定する。また、実施課題選定に当たっては国際農林水産業研究センターとしての独自性を発揮できるものに重点化し、次期中期目標に明記する。

沖縄支所の試験及び研究業務については、我が国最南端地域において、「亜熱帯・島しょ」という立地条件を活用し、気候や地理的条件等について共通性の高い海外の地域における農業分野に係る研究に重点化した次期中期目標を策定する。

第2 研究支援部門の合理化等

総務部門の業務については、業務内容等の見直しを行い、効率的な実施体制を確保するとともに、事務処理の迅速化、簡素化、文書資料の電子媒体化等による管理

事務業務の効率化に努めることを次期中期目標に明記する。

現業業務部門の業務については、試験及び研究業務の高度化に対応した高度な専門技術・知識を要する分野に重点化を図るために業務を見直し、研究支援業務の効率化、充実・強化を図るよう努めることを次期中期目標に明記する。

研究支援業務全体を見直し、常勤職員が担う業務と臨時職員が担った方が効率的な業務及びアウトソーシングした方が効率的な業務を整理し、研究支援部門の要員の合理化に努めることを次期中期目標に明記する。

上記の点を踏まえ、総費用（人件費を含む。）を厳しく抑制するものとする。

第3 非公務員による事務及び事業の実施

国際農林水産業研究センターの事務及び事業については、公務員以外の者が担うことにより支障が生じないように、職員の雇用と労働条件等の確保に配慮した上で、関係省庁・機関の協力を得て、所要の準備を進める。

第4 研究職の活性化

研究職員の採用に当たっては、今後とも任期付任用制度を積極的に活用するとともに、試験採用及び選考採用を有効に組み合わせて、中期目標達成に必要な人材を確保することを次期中期目標に明記する。

研究担当幹部職については、適材適所による任用を引き続き進めるとともに、広く人材を求めるための公募方式の導入の検討を次期中期目標に明記する。

研究の効率的実施及び活性化のために、独立行政法人、国公立研究機関、大学、民間、海外機関及び国際機関等との共同研究等の連携・協力及び研究者の交流を今後とも積極的に行うことを次期中期目標に明記する。

「独立行政法人森林総合研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成16年12月20日

農 林 水 産 省

「勧告の方向性」を踏まえ、独立行政法人森林総合研究所（以下「森林総合研究所」という。）の主要な事務及び事業については、一層の研究成果の向上を図るとともに、地方でできることは地方にゆだね、独立行政法人が真に担うべき事務及び事業に特化・重点化し、森林総合研究所の独自性が発揮できるよう次期中期目標期間に向けて、以下の見直しを行うこととする。

第1 地方組織における事務及び事業の見直し

研究目的の達成に必要な現地調査体制を確保することを前提に、現在、職員を配置して特定の研究を実施している全国5試験地について、厳しい国家財政事情にかんがみ、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、要員の恒常的な配置の必要性について見直しを行うことを次期中期目標に明記する。

また、長伐期良質材生産技術の改良、二酸化炭素固定・生産予測、植生遷移、森林・林地の水文・理水試験等の研究に関して、長期モニタリングや現地実証試験を実施するため全国93カ所に設置している試験林については、厳しい国家財政事情にかんがみ、効率的かつ効果的な運営を確保する見直しを行うことについて次期中期目標に明記する。

第2 試験及び研究業務の重点化

農林水産省では、京都議定書の発効が大きく前進する中、「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」を定めて、日本の森林に期待されている3.9%の二酸化炭素吸収を確保するための森林整備や木質バイオマスの利用促進等に取り組んでいる。また、「循環型社会形成推進基本計画」、「生物多様性国家戦略」及び「アジア森林パートナーシップ(AFP)」を推進している。

このような状況を勘案し、森林の炭素吸収機能に着目した研究課題等の地球規模での環境問題や森林の多面的機能の発揮に係わる課題及び木質バイオマスの利用促進に係わる課題、全国的に対処すべき研究課題等、研究業務を真に重点化した次期中期目標を策定する。

また、林業研究開発推進ブロック会議等を通じて公立林業試験場等との連携・協力関係を強化するとともに、分担を明確化することについて次期中期目標に明記する。

第3 研究支援部門の合理化等

研究支援部門（現業業務部門及び総務部門）の業務については、徹底した業務内容の見直し・改善、事務の簡素化等により要員の合理化に努めることを次期中期目標に明記する。

実験林の管理業務等については、実験林の業務内容を見直し、管理業務と調査研究業務を整理した上で、管理業務のアウトソーシングを検討する。

研究施設、庁舎管理、見本園の一般公開、健康診断、施設営繕等に係る事務については、可能なかぎりアウトソーシングを図るとともに、経常的な野外観測、野外観測試料の分析、各種データ入力においてもアウトソーシングの導入を検討する。

上記の点を踏まえ、総費用（人件費を含む。）を厳しく抑制するものとする。

第4 非公務員による事務及び事業の実施

森林総合研究所の事務及び業務については、公務員以外の者が担うことにより支障が生じないように、職員の雇用と労働条件に配慮した上で、関係省庁・機関の協力を得て、所要の準備を進める。

第5 研究職の活性化

研究職の流動化を図り、一層の成果を上げる観点から、若手研究者については任期付任用制度を早期に取り入れることを次期中期目標に明記する。

また、大学や他機関等との研究交流をより一層促進するための体制整備の導入を検討する。

「独立行政法人水産総合研究センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成16年12月20日

農 林 水 産 省

「勧告の方向性」を踏まえて、独立行政法人水産総合研究センター（以下「水産総合研究センター」という。）の主要な事務及び事業については、一層の試験及び研究等の成果の向上を図るとともに、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、独立行政法人が真に担うべき事務及び事業に特化・重点化するとの考え方に立って検討し、次期中期目標期間に向けて、以下の見直しを行うこととする。

第1 試験及び研究業務の重点化

水産総合研究センターの試験及び研究業務について、地方にできるものは地方にゆだねるとの観点から見直し、確立した技術を公立水産試験場等へ積極的に移行することとし、栽培漁業センターで行っている親魚の養成、採卵、種苗生産、中間育成、種苗放流等に係る技術開発について、公立水産試験場等の体制の整備状況も踏まえ、当該公立水産試験場等において実施可能なものについてはその移行を推進し、水産総合研究センターとしての独自性を発揮するものとし、これを踏まえた次期中期目標を策定する。

なお、公立水産試験場等に移行された後においても、当該公立水産試験場等で十分な対応ができない魚病、複数の都道府県にわたる広域的な課題が発生した場合等には、水産総合研究センターとして、必要な協力・連携を図るものとし、これを踏まえて次期中期目標を策定する。

第2 地方組織における事務及び事業、研究支援部門の見直し等

水産総合研究センターは、独立行政法人さけ・ます資源管理センターと平成18年4月を目途に統合し、一体的な事務及び事業の実施に併せて統合メリットを発揮することとし、これを踏まえた次期中期目標を策定する。

効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、水産総合研究センターの栽培漁業センター等における事務及び事業について、比較的近接する箇所に設置しているものとの一元化等の見直しを行うこととし、これを踏まえた次期中期目標を策定する。

調査船が各水産研究所の水産に関する研究の基礎となる資源調査等を実施することを踏まえた上で、調査船の効率的かつ効果的な運用を推進するための見直しを行うこととし、これを踏まえた次期中期目標を策定する。

研究支援部門（現業業務部門及び総務部門）のうち、現業業務部門は、すでに各研究所の施設管理などを行う少数の要員であることを踏まえつつ、事務部門を含め、要員の合理化に努めることを次期中期目標に明記する。

研究開発に必要な各種分析、同定等業務、電気工作物等の保守管理等の業務については、コスト比較等を勘案しつつ、極力アウトソーシングを推進することを次期中期目標に明記する。

上記の点を踏まえ、また、統合に伴うコストを勘案しつつ、総費用（人件費を含む。）を厳しく抑制するものとする。

第3 非公務員による事務及び事業の実施

水産総合研究センターの事務及び事業については、公務員以外の者が担うことにより支障が生じないように、職員の雇用と労働条件等の確保に配慮した上で、関係省庁・機関の協力を得て、所要の準備を進める。

第4 研究職の活性化

水産総合研究センターの研究職について、一層の活性化を図る観点から、任期付任用制度の積極的な活用、研究担当幹部職員の公募の実施のほか、他の研究開発業務を行う独立行政法人の例も参考にしつつ、民間の研究機関の実情等も踏まえ、可能な限り早期に人事交流を実施できるよう検討を進めるものとし、これを踏まえた次期中期目標を策定する。

第5 海洋水産資源開発事業の見直し

海洋水産資源開発事業のうち大中型まき網漁業、遠洋底びき網漁業等を対象とする「新漁業生産システム構築実証化事業」については、新たな漁業生産システムに

よる生産コストの削減、漁獲物の付加価値向上、漁労作業の省力化等を調査課題としているものであるが、遠洋底びき網漁業の生産量等の減少傾向、遠洋底びき網漁業を取り巻く国際的な動向及び水産基本計画に定められた自給率目標の達成などの国の水産施策等も踏まえ、適切な見直しを行うものとし、これを踏まえた次期中期目標を策定する。

独立行政法人日本貿易保険の中期目標期間終了時における 組織・業務全般の見直しについて（案）

平成16年12月20日
経済産業省

最近の状況に関する基本認識

独立行政法人日本貿易保険（以下「NEXI」と言う。）は、外国貿易や海外投資等の対外取引において通常の保険では救済することができない危険を保険する事業を効率的かつ効果的に行うことを目的として（貿易保険法第5条）平成13年4月に、経済産業省の貿易保険部局から実施部門が独立する形で独立行政法人として発足した。

また、貿易保険事業は、NEXI が業務を運営する一方で、貿易再保険特別会計を通じ、政府がNEXI から再保険を引き受けている。この再保険制度により、国による信用力補完と通商政策の反映が実現されており、貿易保険事業は、経済産業省とNEXI とが一体となって事業の実施を確実なものとしていると言える。

NEXI は、第一期中期目標期間（平成13年4月から平成17年3月までの4年間）においては、独立行政法人化によるメリットを最大限活用し、国の通商政策と連携した高い国際性を有し、リスクに対する高度かつ専門的な考察や質の高いサービスの迅速な提供が可能で、かつ、事業を効率的かつ効果的に行うことができる組織により、その目的の達成に努めてきた。その結果、これまでの業務実績については、経済産業省独立行政法人評価委員会からも一定の高い評価が得られている（平成13年度から15年度までの3年間の暫定評価において、5段階中2番目となるA評価）。

【貿易保険を取り巻く最近の状況　：　我が国企業のニーズの一層の多様化・複雑化】

貿易保険に対する社会の期待は引き続き高い状況にある。企業の多国籍化、企業活動のボーダレス化が一層進展する中で、拡大する対外取引には依然として各種のリスクが内在し、さらには、対外取引の形態が複雑化しており、個々の企業の貿易保険に対するニーズも一層多様化している状況にある。また、テロやSARS等の自然災害に係るリスクも顕在化してきているところであり、貿易

保険がてん補すべきリスクの性質は一層多様かつ複雑なものとなっている。

また、我が国企業の国際競争力の確保を図ることは対外経済政策上の重要な政策課題であり、貿易保険が対外取引を行う我が国企業が厳しい国際競争に直面する中で不可欠な事業基盤として重要であることは変わらない。このため、今後、NEXI において一層効果的・効率的な事業運営を行っていく上で、国が対外経済政策上の観点から重点的に取り組むべき分野については、一層戦略的かつ重点的に対応していくことが求められる。

【貿易保険を取り巻く最近の状況 : 民間参入を通じたサービス拡大・多様化への期待】

他方、昨今の金融技術の進展、リスク・ヘッジ手法の多様化等の環境変化により、必ずしも現在貿易保険事業が対象としているリスクの全てを民間保険会社が引き受けられないと言い切れない状況になりつつあり、実際、欧米諸国では貿易保険事業の一部を民間保険会社が担っている例もみられている。こうした観点から、当省においては、「民間でできることは民間に委ねる」という原則に則り、従来国が独占的に実施してきた貿易保険分野における官民のあり方について検討するため、「貿易保険分野における官民のあり方検討委員会」を設置し、本年秋に集中的に審議を行い、結論を得たところである。

今後、我が国においても、諸外国と同様に、従来の貿易保険の概念に含まれる分野であるとしても、民間保険会社が輸出取引信用保険を実施し、保険商品やサービスの多様化が図られ、我が国企業に便益がもたらされることが期待される。このため、これまで国が貿易保険事業を独占的に実施してきたという事実上の規制を撤廃するとともに、民間保険会社の参入の円滑化が図られるよう、国においても所要の環境整備を行う必要がある。さらに、民間保険会社は、我が国企業のニーズを十分に把握しつつ、保険商品を開発し、それを安定的・継続的に提供することが期待されている。

【日本貿易保険に期待される役割】

以上のような貿易保険を取り巻く環境変化の中で、NEXI は、利用者のニーズに対応した業務内容の充実・改善を行うことにより、対外経済政策上の重要なツールである貿易保険の的確な業務運営という目的を達成することはもとより、民間参入の円滑化を図るための環境整備として期待される役割を果たすことも求められる。また、同時に、引き続き、効果的・効率的な業務・組織運営に取

り組むことが重要であることは言うまでもない。このように、NEXI に期待される役割は、従前にも増して高まっている。

日本貿易保険の業務内容の充実・改善

「民間でできることは民間に委ねる」との観点から、今後、貿易保険事業への民間保険会社の参入の進展に伴い、将来的に、特定の分野において民間保険会社によって質・量の両面でサービスが十分かつ安定的に提供される見通しが明確になれば、それを民間に委ね、NEXI が実施する国の貿易保険事業は民間が提供できない分野へと特化していくべきである。

こうした認識の下、NEXI は、貿易保険事業を取り巻く環境変化に的確に対応し、利用者のニーズの変化を踏まえた保険商品の多様化やサービスの質の向上を図るための商品性を見直しを行うとともに、国が対外経済政策上の観点から重点的に取り組むべき分野について、一層戦略的かつ重点的に対応していくことが求められる。また、この際、民間保険会社の参入の円滑化が図られ、利用者が保険商品やサービスを柔軟に選択できるような環境整備を行うとの視点にも留意しながら取り組むことも期待される。

1. 利用者のニーズの変化に対応した質の高いサービスの提供

我が国企業の経済活動の国際展開の形態が複雑化し、個々の利用者の貿易保険に対するニーズが一層多様化していることを踏まえ、NEXI においては、こうした利用者のニーズの変化に的確に対応し、質の高いサービスを提供することが求められており、以下に掲げるような取組を行う。

(1) 組合包括保険制度、海外投資保険などの商品性の改善

組合包括保険制度については、近年の我が国企業の対外取引形態の変化に伴い、保険料率や商品性を見直し、新商品の開発を含め、その抜本的な見直しに着手することとしており、可能な限り早期に検討を進め、遅くとも次期中期目標開始から2年以内(平成18年度中)に、組合員企業の付保選択制の導入や保険料体系の全般的な変更も含め、その抜本的な見直しを行う。

また、その他の保険種の中でも、海外投資保険については、本年10月の事故要件の一部見直しを含め第一期中期目標期間中に実施した制度改善の内容について中小企業を含めて幅広く広報・普及するとともに、利用者のニーズの変化への対応を図るための商品性の一層の改善を検討する。

(2) サービスの向上

NEXI にとって第一期中期目標期間における最重要課題の一つであるサービスの向上については、引き続き、利用者の負担軽減を図るための諸手続の合理化や業務処理の迅速化を図るとともに、利用者の意見を常に聴取し、それを具体的な業務に反映させるよう努める。中でも、最近の利用者アンケートにおいて指摘された「相談への対応の改善」、「引受業務の迅速化」等を含め、サービスの一層の向上を図る。

(3) 利用者のニーズの把握・反映やリスク分析体制の高度化のための体制整備

従来貿易保険を利用したことがないものの潜在的なニーズがある企業に対して利用を促進するとともに、個々の利用者のニーズを一層的確に把握し、それを反映することが重要である。このため、NEXI においては、民間金融機関等との連携を含め、体制の整備に努めることにより、中堅・中小企業を含め一層多くの利用者のニーズに対応した商品性の改善に取り組む。

また、我が国企業の対外取引の形態が多様化している中で、貿易保険に引受が期待されるリスクの性質も一層複雑なものとなっていることから、NEXI においては、引き続き、リスク分析体制の高度化を図るための体制整備を行う。

2. 重点的政策分野への戦略化・重点化

NEXI において我が国企業のニーズに対応した保険商品やサービスの充実・改善を図って行く上では、国の通商政策、産業政策、資源エネルギー政策などと密接に連携していくことが期待される。中でも以下に掲げるような政府として重点的に取り組むべき分野について一層戦略化・重点化しつつ、てん補リスクの質的及び量的な拡大を図ることが求められる。

ア) カントリー・リスクの高い国への対外取引の円滑化

イラク復興支援など国の通商政策上の重点的な取組に一致するよう、NEXIは、適正かつ効率的な事業に支障が生じない範囲で、カントリー・リスクの高い国への我が国企業の対外取引におけるリスクをてん補するよう努める。また、その際、海外諸国の貿易保険制度を通じた政策的支援を受ける外国企業に対し、我が国企業が競争力を確保できるようにするとの視点を踏まえることも重要である。

イ) アジアなどグローバルな経済活動の拡大・多様化への対応

我が国企業のアジアなどグローバルな経済活動の拡大や多様化に対応し、NEXIは、企業のニーズを踏まえて商品性の改善を図るとともに、我が国とアジア諸国等との間の経済連携強化に向けた取組にも資する観点から、諸外国の貿易保険機関との連携を強化しつつ、てん補リスクの拡大を図る。

既に取り組んでいるアジア諸国や欧米諸国の貿易保険機関との再保険制度を通じた海外進出日系企業の第三国取引に対する保険引受や、同種の日系企業による現地通貨建てでの社債発行等資金調達に係る保険引受については、こうした取組の一環として評価されるものであり、引き続き、一層の商品性の改善や広報・普及に努める。

ウ) 中堅・中小企業の国際展開への支援

我が国企業、特に中堅・中小企業が世界に向けて自らの製品等の市場を開拓することを支援するため、これらの企業の輸出促進に対する政策的支援が進められている。また、国際的な分業体制の構築が進展しつつある中で、中堅・中小企業の国際展開を支援していくことも求められている。このため、NEXIにおいては、中堅・中小企業の輸出や投資の促進に資する観点から、そのニーズに対応し、情報技術の活用を含め諸手続の一層の簡素化などを内容とする新商品の開発や、様々なチャンネルを利用した広報・普及に努める。

エ) 資源・エネルギーの安定供給確保に向けた取組の強化

世界規模の需要の増加などを主な要因として、鉄鉱石、非鉄金属といった原

材料、鋼材等の材料・製品、さらに、原油、天然ガスなどエネルギーの価格が国際的に上昇し、一部では需給逼迫の懸念もあるところ、中長期的な安定供給確保策の強化が課題となっている。このため、我が国企業による海外資源開発や周辺インフラ整備等への積極的な取組を支援するためにも、NEXI において商品性の改善や引受リスクの拡大に努める。

オ) 環境社会への配慮

グローバルな環境問題への対応や企業の社会的責任への意識の高まりを背景に、社会経済全体の環境社会への配慮に対する取組の一層の強化が求められている。NEXI においては、OECD 合意に基づく環境社会配慮ガイドラインによる的確な審査を行うことはもとより、今後多様化する地球環境問題への対応について積極的に検討を進めることが期待される。

カ) サービス分野その他の分野

サービス分野等新たな国際展開が期待される分野への対応その他の重点的な政策分野については、NEXI においても、我が国企業のニーズに対応し、商品性の改善等について検討する。第一期中期目標期間中に開発・提供を開始している知的財産権等ライセンス保険に引き続き、積極的な取組が期待される。

3. 民間参入の円滑化のための環境整備

今後、民間保険会社の参入により我が国企業のニーズに対応した商品やサービスの多様化が図られれば、我が国企業に便益がもたらされると期待されるため、NEXI においても、民間保険会社を利用しようとする企業がそれを柔軟に選択して利用することを可能とするなど、民間参入の円滑化のための環境整備を図ることも求められる。

(1) 組合包括保険制度の見直しなど NEXI の商品の柔軟性向上

組合包括保険制度については、前述のとおり、抜本的な見直しを行うこととしているが、輸出組合に所属する企業が民間保険会社のサービスを利用しようとする際に選択の幅が実質的に限られるとの指摘も踏まえ、民間参入の円滑化

を図る上でも、可能な限り早期に見直しについての検討を進める。これに伴い、個々の利用者においては、民間保険会社が提供する保険商品についてその取引の実態に応じて柔軟に選択して利用することが可能となる。

(2) NEXI の情報・ノウハウの民間保険会社への提供・共有

これまで我が国においては民間保険会社による輸出取引信用保険の実績がないことから、今後、同分野に参入しようとする企業の一部から、輸出企業のニーズや貿易保険の利用実態、バイヤーやカントリーに係る情報、さらには保険種別の引受方針や収支状況などの業務実績といった NEXI に蓄積している情報・ノウハウについて共有・移転してほしいとの要望が提起されている。

このため、NEXI は、現在も公表資料やホームページ等を通じて多くの情報を提供しているところであるが、個々の利用企業との関係で問題とならない範囲において、今後、より詳細な情報提供を求める民間保険会社に対しては、現在実施している民間保険会社への業務委託などを通じて情報・ノウハウの提供・共有が円滑に行われるよう努める。

効果的・効率的な業務・組織運営

将来的に、貿易保険事業の一部の分野を民間に委ねることとなるとしても、それ以外の民間ではできない分野については、NEXI が保険商品やサービスを提供し続けることとなるが、その際、引き続き、効果的・効率的な業務・組織運営に努めることが求められる。具体的には、職員の専門性の向上やサービスの質の維持・向上にも配慮しつつ、人件費及び業務費の抑制等による業務運営の効率化や財務基盤の維持を実現するため、以下に掲げるような措置を講じる。

1. 業務運営の効率化

(1) 民間への業務委託を通じた業務運営効率化

「民間でできるものは民間に委ねる」との原則に則り、事務及び事業の一部について民間に委託することにより、業務運営の効率化に積極的に取り組むことが重要である。NEXI においては、平成15年4月より、一部の商品について、

民間損害保険会社3社への委託を活用して販売を開始しているところであるが、引き続き、金融機関等との連携のあり方を検討しつつ、業務委託の範囲の拡大を図る。

(2) 次期情報システムの効率的な開発及び円滑な運用

平成18年1月を目途として次期情報システムの稼働開始に向けて的確なスケジュール管理を行いつつ、投資効果の最大化を目指した効率的な開発を引き続き行う。また、同システムの稼働後においては、利用者のニーズへの対応や業務運営の効率化が図られるよう円滑な運用を実現する。

2. 財務基盤の維持・充実

貿易保険事業を的確かつ安定的に実施するためには、引き続き、財務基盤の維持・充実を図ることが重要である。今後、民間参入が進展し、貿易保険事業の一部を民間保険会社が担うこととなれば、NEXIにおいて従来と同水準の保険料収入を維持することは困難となるおそれが高い。このため、的確なリスク・マネジメントや業務運営の効率化を通じた支出の抑制や、保険事故債権の適切な管理や回収の強化による収入の確保に取り組むことが求められる。

3. 非公務員型独立行政法人としての柔軟かつ機動的な組織運営

NEXIは、第一期中期目標期間当初より、特定独立行政法人でない独立行政法人、即ち、非公務員型の独立行政法人として、制度的自由度が一層高い組織形態を採用している。これにより、リスク分析、貿易実務、国際金融ビジネス、企業財務等に関する職員の専門的知見を涵養するとともに、目標管理制度に基づく業績評価の導入等を通じた魅力ある就業環境を形成し、専門性の高い職員の定着に対するインセンティブの付与が可能となっている。NEXIは、引き続き、非公務員型独立行政法人としてのメリットを活用した柔軟かつ機動的な組織運営に取り組むことが求められる。

(以上)

独立行政法人産業技術総合研究所の中期目標期間終了時における 組織・業務全般の見直しについて（案）

平成 16 年 12 月 20 日
経 済 産 業 省

．産業技術総合研究所の現状に関する基本認識

産業技術総合研究所は、独立行政法人産業技術総合研究所法第 3 条に規定されるように、研究開発を総合的に実施することにより産業技術の向上とその成果の普及を図り、これにより我が国の経済と産業の発展に資することを目的としている。

産業技術総合研究所は 16 の研究機関等を統合し、平成 13 年 4 月に独立行政法人として発足以降これまでの間、出口を見据え「基礎」から「開発」に至る連続的な研究を実施するとの基本方針の下で、統合と独立行政法人化したことによるメリットを活かし、研究所内の資源配分及び組織構成を研究所全体として最適化することによって、その目的達成に努めてきた。経済産業省独立行政法人評価委員会は、同研究所のこうした取組に対し、13、14、15 の各年度において高い評価を与えてきている。

近年、技術に対する社会の期待は非常に高いものがある。現下の経済情勢の中で、我が国の経済と産業のより一層の発展を図る上では、従来にない価値を新たに生み出していくことが不可欠であり、そこにおいて技術の果たす役割が増していることは言をまたない。中長期的にも、人類社会の持続的な発展を維持していく上で技術に対する期待は非常に大きなものとなっている。また、こうした期待に応じて、内外を問わず研究開発における競争も活発化し、厳しさを増していくものと考えられる。

さらに、国立大学が平成 16 年 4 月から非公務員型の国立大学法人に移行しており、国立大学との連携強化及び競争という観点からは、この環境変化にも対応していくことが必要な状況にある。

このような状況において、産業技術総合研究所に課せられた目的と、その目的を達成するために現に産業技術総合研究所が行っている業務の重要性は、従前にも増して高まっていると考える。こうした認識の下、第二期中期目標期間の開始に向け、産業技術総合研究所に期待される役割を的確に果たしていく

ためには、多様な人材それぞれが持てる能力を最大限発揮し得るような研究環境を実現し、研究所全体として研究能力を高めていくとともに、実施する研究の内容に関し、目的達成に効果的に資する研究分野への重点化を図っていくことが必要である。

同時に、いかに研究成果をあげ、それを普及させるかという観点から、企業、大学といった性格の異なる組織との間で有効な連携を進めていくことも強く求められるものとする。

・組織の在り方の検討 - 非公務員型の独立行政法人への移行

で述べた基本認識を踏まえると、産業技術総合研究所の目的達成能力を一層高めていくことが必要であり、このために組織形態という観点からは、同研究所は、制度的自由度がより高い非公務員型の独立行政法人に移行することが適切と考える。

非公務員型の独立行政法人に移行することにより、以下のとおり、産業技術総合研究所は、求められる役割を従来以上に果たし得るものと期待される。

内外の学界、産業界との研究者の派遣・受入、共同研究の実施、研究の受委託といった研究交流の活発化が可能となり、産業技術総合研究所自身の研究能力が向上する。

産業界との積極的な人的交流に加え、研究者自らの起業による成果の事業化が今まで以上に可能となり、産業技術総合研究所の研究成果の効果的な普及が促進される。

このため、独立行政法人通則法第 35 条第 2 項の規定に基づき、平成 15 年 12 月 3 日付けで経済産業大臣から独立行政法人評価委員会委員長に対し「独立行政法人産業技術総合研究所を独立行政法人通則法第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人以外の独立行政法人とすべきか。」との諮問を行い、平成 15 年 12 月 15 日付で「産業技術総合研究所は、平成 17 年度に開始される第二期中期目標期間から、特定独立行政法人でない独立行政法人、すなわち非公務員型の独立行政法人に移行すべきである」との回答を得た。

これを受け、経済産業省として産業技術総合研究所を特定独立行政法人以外の独立行政法人、すなわち非公務員型の独立行政法人に移行させることを決定し、このために必要な措置として「独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律案」を第 159 回通常国会に提出した。同法案は、平成 16 年 6 月

3日付けで成立し、産業技術総合研究所は平成17年4月1日から非公務員型の独立行政法人へ移行することが確定している。

・業務の全般にわたる検討について

で示した基本認識を踏まえ、で述べたように、非公務員型の独立行政法人への移行という組織形態の見直しを決定し、必要な措置を既に講じたところである。こうした、基本認識及びそれを踏まえての非公務員型への移行という組織形態の見直しの実施を前提に、平成15年8月1日に閣議決定された「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」の別紙「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しに係る基準」において示されている独立行政法人の業務全般にわたる見直しの視点及び本年12月10日に政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人産業技術総合研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」において指摘された内容も踏まえ、産業技術総合研究所においては、平成17年4月からの第二期中期目標期間の開始に向け、以下の方向に沿い業務見直しを行うこととする。また、第二期中期目標には、産業技術総合研究所が目標の期間中に達成すべき水準を可能な限り客観的かつ定量的に定めるものとする。

1. 研究を中心とする業務の実施に関する事項

産業技術総合研究所では、その目的の達成を図るため、吉川理事長のリーダーシップの下、未知の知識の発見・解明を目指す「基礎研究」の成果である個々の知識体系を融合し社会・経済ニーズへの適合を図る「第二種基礎研究」を中心に据えつつ、「基礎研究」から「第二種基礎研究」を経て出口を見据え実用化を目指す「開発」に至るまでを連続的に行う「本格研究」を同研究所における研究の基本原則とし、これに沿った研究の実施とその成果の普及を強力に推進してきている。

こうした産業技術総合研究所における研究実施の基本原則は、同研究所に課せられた目的の効果的かつ効率的な達成を図る観点から、第二期中期目標期間においても堅持すべきものとする。その上で、同様の観点から、以下に示す内容を第二期中期目標期間における研究の実施に際しての重点化の基本的な柱に位置付けるべきものとする。その上で、総合研究所としての特性を活かし、新たな技術融合分野における研究にも積極的に取り組んでいくべきものとする。

ライフサイエンス分野については、ポストゲノム時代における我が国の競争力優位を確保するため、バイオテクノロジーを活用した新しい健康関連産業の創出のための研究、高齢化社会において健康で質の高い生活を実現するための画像診断技術や細胞工学技術などを活用した診断・治療関連技術の研究及び環境負荷の低減にも資する新規な生物機能探索とそれを活用したバイオプロセス技術に関する研究を重点化の基本的な柱に位置付ける。

情報通信分野については、21世紀において目指すコンテンツ立国に向けた知的資源のネットワーク化と情報の質や価値を高めるための大容量データサービス技術の研究、ロボットと情報家電を始めとする生活創造型サービス創出に向けた研究及び情報のセキュリティ、信頼性、生産性を向上する情報通信の基盤技術に関する研究を重点化の基本的な柱に位置付ける。

ナノテクノロジー・材料・製造分野については、我が国の産業競争力の中核である製造分野の強化を図るためのナノテクノロジーによる先端ものづくり産業の創出につながる研究、情報通信、環境、医療等の産業に革新的な進歩をもたらすナノテクノロジーの基盤技術研究及び環境負荷低減化をはじめとした新たな機能性材料に関する研究を重点化の基本的な柱に位置付ける。

環境・エネルギー分野については、我が国産業の環境化を一層推進し、それによって生み出される環境技術を生産産業創出につなげるための環境リスク評価技術やリスク削減技術の研究、化学製造プロセスの効率化等の環境負荷低減技術の研究及び二酸化炭素排出量の削減を図るための太陽光、バイオマス等の再生可能エネルギー、燃料電池、水素の分散エネルギー源とそのネットワーク化に関する研究を重点化の基本的な柱に位置付ける。

社会基盤(地質)・海洋分野については、我が国の資源の安定供給確保、環境保全、産業立地のための国土及び周辺地域の地質情報の整備と供給、地震・火山等の自然災害のリスク低減及び地下利用における環境影響のための地質現象予測技術の高度化に関する研究並びにアジアにおける国際協力強化や地質基盤情報整備における先導的役割の発揮に向けた取組を重点化の基本的な柱に位置付ける。

社会基盤（標準）分野については、我が国の基準認証制度の新たな構築と産業界の競争力強化のための世界最高水準の計量標準体系の整備、産業と社会からのニーズに即応した計量標準の加速的開発、国際相互承認協定や計量標準の国際協力を適切に履行するための計量標準の国際関係におけるプレゼンスの強化及び産業技術の信頼性確定に向けた計測評価技術研究と工業標準化の一体的推進への取組を重点化の基本的な柱に位置付ける。

一方で、第一期中期目標期間中に実施してきている研究に関しても、第二期中期目標期間において継続する必要があるか否かを厳しく吟味し、主として以下の視点から中止すべき研究の検討を行うものとする。

社会経済構造の変化等により、我が国産業競争力の強化という産総研のミッションの達成を図るという観点から、産総研の関与の必要性が低下したと考えられる場合。

- A) 固体粒子の湿式選別の限界粒径を50ミクロンから10ミクロンにまで下げる微粒子金属のリサイクルに関する研究については、二次電池の電極材料から回収される高価な金属の再活用を期待していたものの、電極材料が安価な金属へとシフトしつつある現状では、10ミクロンまで下げる研究を引き続き進める必要は薄いと考えられる。このように、社会経済情勢の現状を踏まえた結果、現時点では確固たる社会ニーズまでには至っていないと判断できる研究については、中止すべき研究として検討を行う。
- B) アルミナとマグネシア双方を対象とした高性能絶縁体材料の研究については、マグネシアの方がより高性能であることを見いだしたことから、今後はマグネシアの研究に資源を集中すべきと考えられる。このように、並行して行った複数の要素技術開発の進展の結果として有望なテーマが見いだされた場合には、当該テーマに研究資源の集中投入を行う一方で、並行して実施してきた他のテーマに関しては、中止すべき研究として検討を行う。
- C) 微小重力環境を利用した高品質結晶材料の研究については、地下無重力実験センターという産業技術総合研究所外部の研究施設の利用が必須であるものの、同センターは研究途中において閉鎖された。このように、その実施を図る上で不可欠な外部研究施設の利用が困難となった研究に関しては、中止すべき研究として検討を行う。

当該分野に関する研究の進捗状況を踏まえ、民間企業等において研究成果の利用のフェーズへ発展させることが適当であると考えられる場合。

- A) 網羅的クローニングにより分離したヒト由来糖鎖合成関連遺伝子の機能解析研究については、当初の目標であった網羅的クローニングと機能解析が完了し、研究成果を順次公開する段階へと移行した。このように、当初の目標を達成し、その研究成果を大学や民間企業など広く普及させていくことが適当な研究については、中止すべき研究として検討を行う。
- B) レーザ同期による超短光パルス発生に関する研究については、産業技術総合研究所でのプロトタイプ装置の実証実験が成功裏に終了し、今後、民間企業において本研究成果を踏まえた実用化のための研究の実施が期待される。このように、民間企業が主体となって個々の商品の開発に移っていくべきフェーズにあると考えられる研究については、中止すべき研究として検討を行う。
- C) 機器の内径・外径を測定する寸法ゲージを校正するための標準器の開発に関しては、その成果として開発した標準器を用いた新たな校正サービスが開始された。このように、目標としていた計量標準が開発され、さらに、こうした計量標準の円滑な供給が確保されるならば、当該計量標準に関する新規の研究の必要性は、当面は薄くなると考えられる。こうした場合には当該研究に関し、中止すべき研究として検討を行う。

政策ニーズの変化を踏まえ、縮小を図ることが適当であると考えられる場合。

- A) ナノテクノロジープログラムの精密高分子技術プロジェクトの一環として実施してきた、ブロック共重合体の結晶化過程におけるその場観察による結晶構造制御に関する研究については、当該プロジェクトの再構成に伴い、プロジェクト内では終了されることになった。このように、研究開発プログラムの変更などにより実施の必要性がなくなった研究については、中止すべき研究として検討を行う。
- B) 従来からの政策ニーズに基づく研究に加え、新たな政策ニーズに基づく研究に関してもその実施が求められ、さらにこれら研究の実施に人的、施設・設備的に同じ研究資源の投入が必要となるような場

合には、新たな政策ニーズに速やかに対応するため、従来の研究を加速し必要な成果を得た上で、中止すべき研究として検討を行う。

さらに、こうした研究に係る事業実施の要となる研究実施部門の組織（研究ユニット）については、具体的な研究分野、研究テーマの消長、取捨選択に合わせ、また、定期的実施している研究ユニットに対する評価の結果も踏まえ、これまで見直しが図られてきている。第二期中期目標期間においても、必要に応じ研究ユニットに対する評価の前倒しも図りつつ、第一期中期目標期間と同様に厳正な評価を行い、その結果を改廃も含めた研究ユニットの見直しに反映させるべきと考える。

また、研究開発の実施に際しては、国立大学法人等及び民間企業との役割分担を明確化し、この役割分担という観点からも研究の内容の重点化を図るとともに、その役割に応じ国立大学法人等との研究交流、民間企業からの資金導入、人材交流及び研究の実施を通じた研究人材の育成などにより一層取り組み得るよう、産業技術総合研究所内の制度、体制を見直す。

加えて、経済産業省、総合科学技術会議等の政府における中長期的な産業技術政策の立案に貢献すべく、国内外の科学技術動向や産業ニーズ等に関する情報の調査・分析機能を強化するとともに、こうしたニーズを踏まえて産業技術総合研究所自らが取り組み得る研究開発課題については、機動的にこれを実施する。

2. 研究に関連する業務の実施に関する事項

産業技術総合研究所の研究成果を、産業界を中心とする社会に円滑に移転しその普及を図る上では、知的財産権を適切に確保するとともに、確保した知的財産権を有効に活用することが不可欠となる。このような認識に則り、知的財産権により獲得する自己収入の増加方策を含め、産業技術総合研究所における知的財産権関連施策の見直しを図る。

産業技術総合研究所の活動内容を学界、産業界の専門家だけでなく広く一般の国民にまで幅広く広報することは、公的な資金の提供を受けて業務を行っている組織として当然の責務である。また、日本国内だけでなく、海外に対しての効果的な広報活動をとおした産業技術総合研究所の認知度の向上は、海外研究機関との連携促進等に積極的な効果をもたらす。こうした観点から、国際展開を含め、産業技術総合研究所における広報活動関連施策の見直しを図る。

上述の見直しを効果的に実施するとの観点から、研究関連部門における組織の見直しを行う。

3. 産業技術総合研究所の管理・運営に関する事項

平成17年4月から非公務員型の独立行政法人への移行が決定しているところであり、産業技術総合研究所に課せられた目的をいかに効率的かつ効果的に達成するかとの視点から産業技術総合研究所の既存の諸制度を見直すことにより、非公務員型のメリットを最大限活かした新たな制度の構築を図る。その際には、以下に示す考え方を踏まえて行うものとする。

優れた成果を上げた職員に対しては手厚い処遇を行うなど職員個々の業績に応じて処遇を行う人事制度の実現を図る。その際には、多様な人材の確保、女性にも働きやすい職場環境の提供といった観点から、雇用・勤務形態のあり方も含めこれら人材のニーズに対応した多様な制度の構築に留意する。

独立行政法人化に伴い産業技術総合研究所内に新たに導入した個人評価制度は相応に定着したものとする。現在、この評価結果に基づく査定により業績手当が増減額されているが、より一層的確な評価の実施に努めるとともに、評価結果に応じて査定を受ける業績手当の給与総額に占める比率を増加させるなど、給与制度に関しても職員個々の業績に応じた処遇の実現との観点から、必要な見直しを図る。

産業技術総合研究所の研究成果の効果的な普及を図るとの観点から、民間企業との人事交流、役員兼業を含む兼業などに関し、より弾力的な扱いが可能となるよう、関連する制度の見直しを図る。

効率的な事業の実施との観点から、旅費、給与関連等の業務のアウトソーシングなどを通じた業務量の節減を行うとともに、研究実施部門も含めた組織運営の一層の効率化の実現を図るものとする。その際には、特に管理部門において厳しい効率化目標を置くものとする。

また、工業技術院傘下の15研究機関及び本省に付置されていた計量教習所を合わせた16の組織を統合して発足した産業技術総合研究所では、独立行政法人化以前は個別組織ごとに置かれていた管理部門の本部機能を、第一期中期目標

期間中につくばセンターに一元化することにより、効率的な管理部門の実現に積極的に取り組んできている。こうした取組を第二期中期目標期間における人的な効率化に一層反映させるため、産業技術総合研究所の全職員に対する管理部門職員の比率を、職員配置の適正な集中と分散を通じ、特に地域センターを中心に引き続き低減させる。

上述の見直しを効果的に実施し、また、研究業務に密着したサービスをより一層効果的に実施していくとの観点から、管理部門における組織の見直しを行う。

4. 地域センターに関する事項

産業技術総合研究所の地域センターは、産業技術に関し、地域の技術的特性を踏まえつつ世界に伍する研究を実施する機能（研究機能）とともに、地域の大学と企業との間、さらにはつくばを含め全国に展開する産業技術総合研究所との間の橋渡し機能（連携機能）の二つを合わせ持つ、各地域において唯一の研究機関である。

地域における技術開発の重要性の高まる中で、産業技術総合研究所地域センターが持つこうした二つの機能が、地域における産業育成に効率的かつ効果的に資するよう、当該地域センターにおける研究の内容の重点化を図っていくことが必要である。

このため、第二期中期目標期間中における研究センターの抜本的見直し時期の到来等の機会を捉え、地域において研究を行う研究ユニットごとの事務及び事業の在り方について、地域特性等から見て現在の施設等の所在地において引き続き行うことが適当か、施設の設置状況から見て効果的かつ効率的な配置となっているか、当該地域が抱えるニーズ及び地域の経済及び産業を振興する施策上不可欠なものとなっているか、といった視点等から厳正な分析を行い、地域センターが果たすべき役割等を見直すものとする。

また、こうした検討の一環として、現在、地域センターで実施してきている研究に関し、第二期中期目標期間においても継続する必要があるか否かを厳しく吟味し、主として以下の視点から中止すべき研究の検討を行うものとする。

チタンアルミニウム等の輸送機器用耐熱材料としての金属材料及び金

属間化合物材料に関する研究は、地域センターを含む複数の研究拠点において研究が行われてきているが、これらの研究は材料・製造プロセスに係る研究の一環として一つの研究拠点に集約した方が効率的な研究の実施が可能になると考えられる。このように、他の研究拠点で実施した方が効率的な研究については、中止すべき研究として検討を行う。

新機能を有するコーティング材、バルク材等への応用が期待された超高純度鉄等の純度制御材料に関する研究が地域センターで行われてきているが、コストや既存材料との優位性という点から現時点では同研究の成果を産業へと繋げるための出口イメージの明確化が困難になると考えられる。このように、産業構造の変化等により産業展開への見込みが乏しいなど必要性が低下した研究については、中止すべき研究として検討を行う。

地域センターにおいて実施してきている研究の成果を、当該地域の二層を踏まえより一層の展開を図るためには、当該研究分野に対し研究資源の重点的な投入を図る必要がある。一方で、展開の方向に合致しない研究に関しては当該地域センターでの研究を中止していくことも必要と考えられ、こうした研究資源投入の重点化の視点から中止すべき研究の検討を行う。

こうした検討の結果も踏まえ、地域センターが持つ上述の二つの機能をより一層充実させるべく、必要な研究資源の投入のあり方を含め、産業技術総合研究所における地域センター関連施策の見直しを図る。

(以上)

独立行政法人製品評価技術基盤機構の 組織・業務全般の見直しについて（案）

平成16年12月20日
経済産業省

・製品評価技術基盤機構の現状に関する基本認識

製品評価技術基盤機構は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から不可欠な、生物多様性の確保から化学物質の管理、消費生活用製品の安全に至る、多様な政策や技術的法規制の執行を担当するとともに、こうした業務を通じて得られる技術的情報の収集・評価・提供等を行うことにより、安心・安全な国民生活の実現に大きく貢献し、その業績は高く評価されている。

また、業務の効率的実施を確保する観点から、事務手続きの簡素化・IT化や、清掃・警備など定型業務について、民間能力の活用を行うこと等により業務の効率化を進めるとともに、技術的専門性と、検査・検定、立入検査等に係る行政的ノウハウを有する高度な専門的人材について、組織全体を通じた複層的活用を進めてきており、その効率の高さについても高く評価されている。

一方、近年における科学技術の急速な進展や、それらに伴う生活の多様化等、社会経済情勢の変化を背景として、安心・安全な国民生活を確保していくためには、国民生活に関連した各種法律の見直しや新たな法律の制定、条約への加盟等を通じた、きめ細かな行政的対応が必要となっており、国民生活に不可欠な技術的情報の収集・提供や、広範な技術的法規制の執行を担う中核機関たる製品評価技術基盤機構の業務については、ますますその重要性が高まるとともに、業務量の増大が見込まれている。

こうした国民生活、社会経済上の新たな要請や行政ニーズに的確に対応し、人的、資金的制約の下、増大する業務と高まる期待に応えていくためには、業務の効率化を不断に進めるとともに、民間にできることは民間に委ねるとの観点から、一層の民間能力の活用等による人材の有効な活用を図り、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に重点化と最適な資源の配分を行っていくことが重要となっている。

・業務の全般にわたる検討について

1. バイオテクノロジー分野

バイオテクノロジーの発展には生物資源の確保、とりわけその産業化に重要な役割が期待される微生物等の生物資源の確保と体系的な整備が不可欠となっている。

1993年生物多様性条約が発効し、生物資源に対する産出国の権利が確立したことから、国家間の移動が厳しく管理され、生物資源の国境を越えた移動には、政府ベースでの合意が必要となった。

このため、製品評価技術基盤機構を我が国の中核機関として、国内の微生物資源の体系的整備を進めるとともに、国際的な生物資源へのアクセスを可能とする生物遺伝資源機関（BRC）の整備を進めることとした。

BRCについては、製品評価技術基盤機構の設立以降、目標を上回るペースで整備が進み、短期間での立ち上げに対し、関係者から高い評価を得ている。また、この間、BRCの保有すべき重要な機能の一つとされている、特許寄託機能の整備にも取り組み、国際的にも認知された特許微生物寄託センターの立ち上げも果たし、科学技術基本計画の下、2010年までに世界水準の微生物遺伝資源センター機能を確立すべく、質・量両面にわたる一層の充実と、我が国の総力の結集を目指した中核的機能の発揮が期待されている。

また、海外資源へのアクセスについては、有望な生物資源産出国であるインドネシア政府との交渉を進め、平成14年、世界に先駆け微生物資源の利用に関する2国間の合意書の締結に至り、さらには、ベトナム・ミャンマー政府との合意書も締結し、既にこれらの諸国で収集した微生物資源の我が国への移転が行われている。

こうした2国間の合意等を背景として、平成16年10月、製品評価技術基盤機構が中核となり、アジアの12カ国政府による多国間での合意が形成され、微生物資源の共同管理・利用を目的とした枠組み（アジア・コンソーシアム）の設立に至っている。

今後、こうした2国間、さらには多国間での合意をベースとして、アジア各国との協力関係を発展させていくことが重要となっており、第2期中期目標期間における、国際的活動の一層の充実及び業務の拡充を図っていくことが必要となっている。

こうした業務の増大に対し、限られたリソースの中で、的確な対応を図っていくことが求められることから、既存の業務全般の見直しを行い、一層の効率

的推進を図るとともに、様々な作業・工程で職員が行っている基本的作業（例えば、機器の洗浄等）について、第二期中期目標期間における一括外部委託化の実現に向け、所要の準備に努めていくこととする。また、DNA塩基配列解読のうち繰り返し配列や難読配列の解読等を除いた初期工程作業についても、外部委託化のための必要な条件を検討する。

これらの外部委託化による効率化の効果を明らかにし、増大する業務に対する資源等の有効活用を積極的に行うものとする。

ただし、こうした基本的作業及び初期工程作業は、微生物資源の信頼性、ひいてはBRC業務全体の信頼性を確保する上で非常に重要であり、外部委託の実施に当たっては、外部委託機関の能力の検証や管理方法等について検討し、所要の準備を行う必要がある。

2. 化学物質管理分野

化学物質は国民生活に不可欠な基礎資材であるが、その取扱いや管理を誤ると、人の健康や環境に直接的影響が懸念されることから、国内的にも国際的にもその適正な管理が重要となっている。

製品評価技術基盤機構では、化学物質が人の健康や環境に与える影響を審査し、化学物質の有害性の程度に応じて取扱いを規制する化審法の施行において、技術的専門性と行政的ノウハウを活かした中核的役割を果たしてきている。

また、サリン等に代表される化学兵器の国際的廃絶を目指した化学兵器禁止法（国際的には化学兵器禁止条約）の施行にあたっては、当初より我が国を代表する国際機関との窓口として重要な機能を担ってきている。

さらには、指定化学物質（人の健康を損なうおそれ等の性状（有害性）等があるもの）の排出量の把握を目的に平成11年に制定された化学物質排出把握管理促進法（以下「化管法」という。）においても、経済産業省及び環境省からの付託を受けて、その排出量等のデータの受け付けから集計、公表、分析等に至るほとんどの工程を製品評価技術基盤機構が担い、関係省庁、都道府県、関係事業所の相談に応じる等、中心的な役割を果たすに至っている。

一方、化学物質の環境影響等に対する世界的な関心の高まり等を背景として、製品評価技術基盤機構の設立以降においても、平成15年度には化審法の抜本的な改正が行われ、その対象範囲が大幅に拡大される等、製品評価技術基盤機構の役割がますます大きくなるとともに、これまで法律所管省庁が個別に対応していた審査業務について、国全体としての業務の効率化と質的向上を図ると同時に、民間事業者の負担を軽減する観点から製品評価技術基盤機構への一本

化が進められる等、業務の増大への的確な対応が極めて重要となっている。

さらには、化管法については、平成16年度に制度が本格化（対象範囲の拡大：取扱化学物質の量が年間5トン以上 1トン以上）するのに伴い、データの受付け、集計はもとより、その確認・修正、相談への対応、さらには蓄積されたデータの多様な分析等、第二期中期目標期間に向け、大幅な業務の増大が見込まれている。

こうした増大する業務の効率的・効果的な実行を確保していくためには、製品評価技術基盤機構でなければならないデータの審査や分析等に特化し、化管法に係るデータの受付けや電子化等の定型的な処理については、第一期中期目標期間における業務処理の状況や経験を踏まえ、第二期中期目標期間における一括外部委託化の実現に向け、所要の準備と、関係者の理解を得るよう努めていくこととする。この際、外部委託化に伴う影響を最小化し、最大の効果を得ていく観点から、試行的な対応も検討する必要がある。

また、化管法の定型的処理の外部委託化以外にも、化学物質総合情報提供システムの維持・更新に係る文献データの一括収集の外部化のため、信頼性の確保のあり方等の必要な条件を検討する。

これらの外部委託化による効率化の効果を明らかにし、増大する業務に対する資源等の有効活用を積極的に行うものとする。

3. 適合性評価分野

製品評価技術基盤機構は、我が国の適合性評価分野における中核的機関として、計量法、工業標準化法、製品安全四法、特定機器相互承認法等の法律に基づき実施している試験、校正、検査、認証といった行為に対して、法律及び技術的見地から適合性を判断してその信頼性を保証するとともに、立入検査等を通じてシステム全体が有効に機能しているか否かの確認を行っている。

これら認定業務については、国際的な相互承認の流れの中で、さらなる社会的活用が求められており、製品評価技術基盤機構の業務についてもその対象範囲の拡充が求められている。

こうした流れを受け、工業標準化法についても抜本的改正が行われ、国際ルールへの準拠を図るとともに、民間の自主的対応を基本とした自由度の高い制度とする観点から、認定機能の大幅な拡充が行われた。これにより、試験事業者の認定区分が、101から482区分へと大幅に拡大され、製品評価技術基盤機構の認定業務に対する重要性が大幅に高まるとともに、広範な分野に対応した業務範囲の拡充を図ることが必要となっている。

こうした増大する業務の効率的・効果的な実行を確保していくためには、業務の一層の効率化を進めるとともに、業務量が減少する指定検査機関等に対する立入検査業務や、業務量が増大する民間認証機関の登録に係る調査業務等、工業標準化法改正による業務量の変化を踏まえた要員の適正かつ効率的な配置を行うことが重要となっている。

また、大幅に拡大することとなる試験区分の増大に対して、的確な対応を図っていくためには、試験事業者の技術的能力を定期的に確認する「技能試験」について、第二期中期目標期間における一括外部委託化の実現に向け、所要の準備と、外部委託先の育成・確保に努めていくこととする。また、外部委託化による効率化の効果を明らかにし、増大する業務に対する資源等の有効活用を積極的に行うものとする。

なお、標準物質（計量法に基づく特定標準物質）の維持・管理業務については、標準物質の供給を安定的に行うため、標準物質の開発・製造業務とともに一元的に実施することが重要であるが、これまで製品評価技術基盤機構（標準物質の維持・管理）と独立行政法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）（標準物質の開発・製造）で区々に行われている状況にあった。今後は、標準物質に対する社会的要請に応え、安定的かつ高度な標準物質の供給を行っていくため、製品評価技術基盤機構の標準物質の維持・管理業務について、移管先の産総研で一元的に実施する体制が整った段階で業務を廃止するものとする。

4. 人間生活福祉分野

国民生活と密接に関連した人間生活福祉分野の業務のうち、自動車のリコール隠しや回転扉の事故等を背景として、製品安全に対する国民の関心が高まる中、製品事故に関する情報の収集・調査・分析、原因究明や、製品安全関係法令に基づく事業者への立入検査、国民への情報提供等の業務に対するニーズは日増しに増大してきている。

加えて、高齢社会の進展に伴い、高齢者の安全な生活を確保していくためには、高齢者の加齢に伴う運動能力の変化（高齢者の動態特性）等については、その計測手法の開発、データの収集・分析・提供等を進めていくことが必要である。また、高齢者の自立的生活の支援に重要な役割を担っている福祉用具等についても、評価手法の開発やその標準化を進め、生活の安全を確保していくことが重要となっている。

その際、厚生労働省を含めた他の機関との連携を図るとともに、役割分担を

明確にしつつ、製品評価技術基盤機構でしかできない業務に重点的な資源の配分を行うとともに、その効率的活用を図り、急速に進展する高齢社会における国民ニーズに的確に対応していくことが必要となっている。

こうした、社会的要請に応え、増大する業務に的確な対応をしていくためには、業務の一層の効率化を進めるとともに、個人情報等が厳格に管理されることを確保した上で、可能な限り民間能力の活用を行い、人材の適正かつ効率的配置に努めていく。その際、外部委託化による効率化の効果を明らかにし、増大する業務に対する資源等の有効活用を積極的に行うものとする。

例えば人間特性計測業務のうち、新規データの取得については、計測手法の開発、計測結果のフィードバック等が必要であることから、製品評価技術基盤機構が直接実施することが必要であるが、既存データの更新については既に計測手法が開発され、計測ノウハウが蓄積されていることから、第二期中期目標期間において必要となるこうしたデータの更新に当たっては、データ取得を一括して外部委託化する方向で、所要の準備を行うこととする。

また、講習関係業務については、業務実施にかかるマニュアル等の作成を進め、部分的請負から、地域における講習需要の把握、地域別講習実施計画策定を含めた一括民間委託化を実施する方向で、所要の準備と、関係者の理解を得るよう努めていくこととする。

加えて、製品安全業務については、公開情報の作成・編集・データベース更新等の作業の外部委託化のため、製品評価技術基盤機構と一体的に作業を行う委託先の選定、機密情報・個人情報等の管理体制、実施マニュアルの整備等、必要な条件を検討する。

・地方支所に関する事項

製品評価技術基盤機構の業務のうち、地域での日常的かつ緊密な連携が重要となる事故情報の調査・収集等の業務については地域拠点をベースとして対応していくことが必要である。また、民間企業等の事業所の認定審査や立入検査、あるいは、迅速な対応が求められる事故現場における原因究明の調査等、現場での対応が不可欠であることから、地方支所ではこれらの業務への効率的かつ適切な対応が求められる。

これら地方支所において担う業務は、工業標準化法改正により製造事業者への立入検査業務が減少する一方、民間認証機関の登録に係る調査や認定区分の拡大に伴い試験事業者に対する立入検査等の業務量が増加する等、地方支所に対するニーズが変化している。

このため、支所の運用及び職員の配置について、近年の交通手段等の発達の状況等を踏まえ、また、近隣支所との業務分担のあり方を検討し、製品評価技術基盤機構全体として最も効率的な体制となるよう支所組織の見直しを積極的に行うものとする。

(以上)

独立行政法人土木研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所及び独立行政法人北海道開発土木研究所の見直し案

平成16年12月20日
国土交通省

独立行政法人土木研究所（以下「土木研究所」という。）、独立行政法人港湾空港技術研究所（以下「港湾空港技術研究所」という。）及び独立行政法人北海道開発土木研究所（以下「北海道開発土木研究所」という。）の見直しについては、独立行政法人の設立の主旨を踏まえ、民間にできることは民間にゆだねることで一層の効率的かつ効果的な運営を図る観点から、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、以下の見直しを行うものとする。

第1 研究業務の重点化

1 独立行政法人として真に担うべき研究の実施

土木研究所、港湾空港技術研究所及び北海道開発土木研究所においては、独立行政法人が真に担うべき研究に取り組むとの観点から、国との役割分担を明確にするとともに、民間では実施されていない研究、及び共同研究や大規模実験施設の貸出等によっても、民間による実施が期待できない又は独立行政法人が行う必要があり民間による実施がなじまない研究を実施することについて、研究の事前、中間、事後の評価において、外部から検証が可能となるよう、所要の措置を講ずるものとする。

2 社会・行政ニーズに対応した研究への重点化

土木研究所、港湾空港技術研究所及び北海道開発土木研究所においては、社会・行政ニーズの変化に対応した研究への重点化を図る観点から、例えば、既存の社会資本の有効活用を図るための研究への重点化を図ることとし、その際、従来の研究についても見直しを行うなど、以下に掲げるようなニーズに対応し、研究を実施することを中期目標等において明確にする。また、研究の実施に際して、上記第1の1と同様、外部から検証が可能となるよう、所要の措置を講ずるものとする。

（社会・行政ニーズの例）

大規模地震や集中豪雨に伴う洪水・土砂災害、省資源・リサイクル等の環境負荷軽減、温暖化による地球規模での環境問題、岩盤崩落による災害の再発防止、東海、東南海・南海地震及び津波に対する防災、沿岸域の環境の保全・創造・再生、港湾及び空港の整備・維持管理の効率化

第2 土木研究所と北海道開発土木研究所との統合

土木研究所の土木研究と北海道開発土木研究所の土木研究は、土木技術という共通の基礎の上に成り立っているものであり、研究者の知見の相互交流や研究成果の共有によって、研究活動の効率化、研究成果の質的向上を図る観点から、土木研究所と北海道開発土木研究所を統合するものとする。

なお、統合に際しては、間接部門の効率化、業務の合理化を進め、経費の節減を図るほか、引き続き北海道特有の課題への対応を図り、統合の効果を発揮するための所要の体制について検討する。

第3 非公務員による事務及び事業の実施

土木研究所、港湾空港技術研究所及び北海道開発土木研究所の事務及び事業については、国に加え大学、民間等と人事交流などの連携を促進し、より一層の成果を上げる観点から、公務員以外の者が担うものとする。なお、その際、各法人の業務運営や人事運用について、現在と同様、的確に進めるものとする。

独立行政法人海技大学校、独立行政法人航海訓練所及び独立行政法人海員学校の見直し案

平成16年12月20日
国土交通省

独立行政法人海技大学校（以下「海技大学校」という。）、独立行政法人航海訓練所（以下「航海訓練所」という。）及び独立行政法人海員学校（以下「海員学校」という。）の見直しについては、船員教育の構造改革の必要性を踏まえ、民間にできることは民間にゆだねることで一層の効率的かつ効果的な運営を図る観点から、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、以下の見直しを行うものとする。

第1 船員養成事業

1 船員労働市場の需要規模に見合った船員養成規模へのスリム化

海員学校において実施する船員養成事業については、海員学校の卒業生のうち海事関連企業への船員就職者と海技大学校進学者の合計が毎年度270人前後であること、海運業界において近年、求人倍率が低調であることを踏まえ、養成対象を専修科へ重点化しつつ、船員労働市場の需要規模に見合った船員養成規模とすべく、次期中期目標に向けて、算定の基礎となる需要予測、将来推計等を的確に行った上で適切な規模へスリム化の方向で検討を行うものとする。

2 司ちゅう・事務科の在り方の検討

海員学校において実施する司ちゅう・事務科については、同科を卒業しなくとも調理師、栄養士等の資格を有する者が1年間の乗船履歴を積みれば船舶料理士資格の取得が可能であるほか、内航船における船内供食の在り方等の変化に伴い同資格に対するニーズが低迷していることから、次期中期目標に向けてその在り方について抜本的に見直すものとする。

第2 船員再教育事業

1 上級海技士資格取得講習に関する事業の整理・スリム化

海技大学校が実施する上級海技士資格取得のための船員再教育事業については、海技士科において、入学定員に対する入学者の割合が3分の1程度となっており恒常的な定員割れが生じている等の現状にかんがみ、講習を全体としてよりニーズに対応した効率的かつ効果的なものとするとの観点から、海上技術

科、海技士科、講習科（海技課程）の3業務については、一体的に実施するものとする。また、3業務の一体的実施に伴う入学定員については、昨今の上級海技士資格取得に対する需要の動向を踏まえて、恒常的な定員割れが生じないような規模とすべく次期中期目標に向けて、算定の基礎となる需要予測、将来推計等を的確に行った上で適切な規模へスリム化の方向で検討を行うものとする。

2 上級海技士資格取得以外の講習等の再構築

海技大学校においては、海運業界の共益的事業としてふさわしい講習を実施する観点から、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも十分な教育が実施されないおそれがある場合を対象として必要最小限度の講習を実施するとともに、受益者負担の原則の導入等により、できる限り運営費交付金に依存しない運営体制を構築するものとする。

第3 航海訓練事業

練習船5隻体制への移行等に対応した要員の縮減等の整理合理化を進め、経費の節減を図るものとする。

第4 船員養成事業及び船員再教育事業の一体的実施等

海員学校卒業者等が更に上級の資格を円滑に取得できる一貫教育システムの導入等により、海事教育全体のニーズにより柔軟に対応した事業運営体制を構築するとともに、管理機能統合によるより効率的な運営を推進する観点から、海技大学校及び海員学校を統合し、現行の船員養成事業及び船員再教育事業については、一体的に実施するものとする。

なお、その際には、第1及び第2で記載した事項に対応した要員の縮減等の整理合理化を進め、経費の節減を図るとともに、船員養成の規模、体制について更なる検討を行うものとする。

第5 非公務員による事務及び事業の実施

海技大学校、航海訓練所及び海員学校の事務及び事業については、民間、大学等との人事交流を促進し、より一層の成果を上げる観点から、公務員以外の者が担うものとする。なお、その際、各法人の業務運営や人事運用について、現在と同様、的確に進めるものとする。

(別添2)

政 委 第 3 3 号

平成 16 年 12 月 21 日

行政改革推進本部長

内閣総理大臣 小 泉 純一郎 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 村 松 岐 夫

「平成 17 年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人の
見直し案に対し意見を求めることについて」に対する意見

平成 16 年 12 月 21 日付け閣副第 243 号をもって意見を求められた件につ
いて、下記のとおり意見を申し述べる。

記

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」(平成 16 年 6 月 4 日閣
議決定)を踏まえ、本年中に見直しの結論を得ることとされた 32 の独立行政
法人について、平成 16 年 12 月 21 日付け閣副第 243 号により当委員会に示さ
れた主務大臣の見直し案については、いずれも「独立行政法人の主要な事務
及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成 16 年 12 月 10 日付け
政委第 28 号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知。以下「勧告の方
向性」という。)におおむね沿っているものとする。

今後、見直しの具体化に向け、法制上の措置を講ずる場合や新中期目標及
び新中期計画の策定等に当たっても、勧告の方向性の趣旨を最大限いかして
いただくとともに、特殊法人等から移行した独立行政法人と同程度に厳しく
具体的な中期目標及び中期計画としていただくことを要請する。

なお、当委員会としては、各主務大臣、各独立行政法人及び各府省独立行
政法人評価委員会における今後の取組を注視し、必要な場合には、中期目標
期間終了時に独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)に基づく勧告を
行うとともに、政府の行政改革推進本部に報告を行うこととする。

(参 考)

閣 副 第 2 4 3 号

平成 16 年 12 月 21 日

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 村松 岐夫 殿

行政改革推進本部長

内閣総理大臣 小泉 純一郎

平成 17 年度末までに中期目標期間が終了する独立行政
法人の見直し案に対し意見を求めることについて

平成 17 年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人のうち、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」(平成 16 年 6 月 4 日閣議決定)を踏まえ本年中に結論を得ることとする独立行政法人国立公文書館等 32 の独立行政法人について主務大臣から示された別添の組織・業務全般の見直し案に対して、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」(平成 15 年 8 月 1 日閣議決定)に基づき、意見を求める。